西門ノ南脇ニ小山ヲ築カセ、紅葉ヲ立植テ愛セサセ給ケルニ、仁和寺ノ守覺法親王ヨリ、櫨ト雞冠ノモミチノ、色ウツクシキヲ二本進覽アリ、新院何トカ思召レケン、是ヲハ紅葉ノ山ニハウヘラレス、大膳太夫信成ヲ召、此紅葉汝ニ預ルナリ、明テハ持參セヨ、叡覽アラントソ仰ケル、信成仰ヲ蒙テ宿所ニ歸リ、乾泉水ヲ造テ紅葉ヲ植、明テハ御所ヘ持參シ、晩レハ宿所ニ持歸ル、損セシ折シト心苦シフシ給ケルハ、ユヽシキ大事ニソ有ケル、或時信成物詣トテ出タリケル跡ニ、田舍ヨリ仕丁ノ二三人上タリケルガ、寒ヲ禦カン爲ニ、酒ヲ尋出シ、アタヽメテ飲ントシケルニ、燒物ノ無リケレハ、御所ノ内ヲ走廻テ尋ル程ニ、坪ノ内ノ乾泉水ノ紅葉ヲ尋得テ、散々折燒テ、酒ヲアタヽメテ飲テケリ、實ニ片田舍ノ者ナレハ、爭カ紅葉ノヤサシキ事ヲモ知ヘキナレハ、角振舞タリケルナリ、信成下向シ給テ、先サシ入紅葉ヲ見給フニ、跡形モナシ、能々尋問給ケレハ、シカ〳〵ト申、信成手ヲハタト打テ、コハイカニシツル事ソ、如何ナル御勘氣ニカアラントテ、彼仕丁ヲ尋出シ、縫殿ノ陣ニ誡置（イマシメ）、御所ヨリ信成ハ下向カ、此兩三日紅葉ヲ御覽セ子ハ、御戀ニ思召、急キ持參セヨ、叡覽セント御使アリ、信成周章參リテ、此由ヲ奏聞セラル、新院ヤヽ御返事ナシ、去ハコソ大キナル御不審蒙リナンス、如何樣ニモ廷尉ニ下サレ、馬部吉祥ニ仰テ、禁獄流罪ニモヤト、恐レオノヽキ居給タリケリ、良有テ御返事アリ、信成ヨ歎思フヘキニアラス、唐ノ大原ニ、白樂天ト云人ハ、琴詩酒ノ三ヲ友トシテ、中ニモコトニ酒ヲ愛シテ、諸ヲ慰ミケルニ、秋紅葉ノ比仙遊寺ニ遊フトテ、紅葉ヲ燒テ酒ヲアタヽメ、綠苔ヲ拂テ詩ヲ作リケリ、卽其心ヲ、

林間煖酒燒紅葉、石上題詩拂綠苔、

ト書遺シ給ヘリ、（中略）加程ノ事ヲハ淺マシキ下﨟ニ誰教ケン、最ヤサシクコソ仕タリケレト叡感ニ預リケル上ハ、仔細ニ及ハス、アヤシノ賤男、賤女マテ、角御情ヲ懸サセ給ケレハ、此君千秋萬歲トソ祈リ申ケル、

節を制し度を謹み奢淫を禁防するは爲政の先とする所なり

三　續日本紀　八元正天皇

養老五年三月乙卯（九日）、詔曰、制節謹度、禁防奢淫、爲政所先、百王不易之道也、王公卿士及豪富之民、多畜健馬、競求亡限、非唯損失家財、遂致相爭鬪亂、其爲條例、令限禁焉、有司條奏、依官品之次、定畜馬之限、親王及大臣、不得過二十疋、諸王諸臣三位已上十二匹、四位六匹、五位四匹、六位已下至于庶人三疋、一定以後、隨闕充補、若不能騎用者、錄狀申所司、卽挍馬帳、然後除補、如有犯者、以違勅論、其過品限、皆沒入官、

本朝文粹　二詔　減服御常膳幷恩赦詔　菅三品

儉は德の本なり

節儉は上德國を富ますの表議なり

詔、儉者德之本也、明王能致、惠者仁之源也、聖主必施、朕以寡薄、誤守洪基、居黃屋而不驕、役丹符而自約、而化非春風、澤殊時雨、愼日之日空積、有年之年難逢、況頃者甘澍不降、苦旱久盛、園圃不見青草之色、壟陌多含赤地之愁、夫德政防邪、善言招福、殷宗雊鼎之雉、昇耳之妖自消、宋景退舍之星、守心之變非異、其朕服御物、幷常膳等、宜重省減、左右馬寮秣穀、一切權絕、諸作役非要者、量事且停、（中略）普告遐邇、俾知朕意、主者施行、

（村上天皇）

天曆十年七月二十三日

小右記　寬仁元年十二月廿二日丙戌、今日減服御常膳詔書出、在裏、

（裏書）詔節儉者、上德富國之表議也、損益者、前賢安民之治要也、寔是皇道之彝訓、寧非史冊之明文、故南面雖尊、唐葛之衣膚冷、中心是約、漢蒲之膳味疎、況淳風隔時、繞波臨世、四海已謝有載之日、百姓豈望以瞻之秋、在彼重華之大聖、當此季葉而少功、朕以弱齡謬繼丕緒、帝跡廣而勞化俗之道、政績紛而迷利世之方、施何德化、期其康寧、只考恒典於列代、欲均節用於普天、其朕服御常膳等物、宜准累朝之例、以減四分之一、庶幾省毫毛於鳳扆之下、導黎元於鴻休之間、布告遐邇、俾知朕意、主者施行、

寬仁元年十二月廿二日　件三箇字御書、

花園上皇八朔の贈答を無益と爲したまふ

光明院臣民困窮の際八朔の贈答を喜びたまはず

花園院天皇宸記　元亨二年八月一日丙寅、晴、諸人進物如例、蓋是近古以來風俗也、

於人無益、於國非要、尤可止事歟、然而强又非費、自然行來歟、猶不可然事也、雖非本意、被引時俗不能免、此事於君子有慙、可悲々々、但獨醒□似狂、末代之法可悲、行基幷詞ニ背世如狂人、隨世似有望、尤銘肝者也、

京都御所東山御文庫記錄　光明院宸記　貞和元年八月一日壬子、蒼天高晴、

白日昭明、（中略）今日、上下縞素、相互贈財寶如恒、是近代之風俗歟、此事天下安寧、國土豐饒之時者無妨、近年之爲躰、一天未平、四海困窮、民有飢色、野有餓莩、當斯時貴賤貧富、各盡涯分之財產、經營此事、以何可用足民富哉、如聞者、左兵衞督源朝臣禁制此事、敢不受於人云々、但或人云、至于左右之近習幷女中等、密々表其志、不及禁制歟（著カ）、眞、未聞實儀者也、

二日癸丑、晴、三ケ日中、重寶等猶充滿、

岩倉公實記　下　明治十二年己卯三月、車駕屢四方ニ巡幸シ、親ク民情ト風俗トヲ視察シ給フヲ以テ、國內ノ庶政ヲ修齊シ、厚生利用ノ實ヲ擧ケ給ハントノ聖念益ニ切ナリ、乃チ大臣ヲ召見シ、以テ之ヲ親諭シ給フ、勅語ニ曰ク、

朕幼冲ニシテ國ノ艱難ニ際シ、祖宗ノ威靈ト諸臣ノ力ニ賴リ、中興ノ大業ヲ成スコト

興國の本は勤儉にあり

ヲ得タリ、惟世運實ニ非常ノ機ニ當リ、猶ホ成ルヲ樂ムノ日ニアラス、內祖宗ノ國光ヲ墜サス、外各國ト對峙セントス、朕菲德何ヲ以テ之ニ堪ヘン、今親ク民事ヲ察スルニ、生産未タ振ハス、富庶ノ實或ハ未タ進ムコトヲ加ヘス、朕深ク以テ憂トナス、茲ニ念フ、興國ノ本ハ勤儉ニアリ、祖宗實ニ勤儉ヲ以テ國ヲ建ツ、今マ富強ノ實未タ擧ラスシテ、遽ニ奢侈ノ弊ヲ踏ムアラハ、責メ朕カ躬ニアリ、朕誠ム、已レヲ勵シ天下ノ標準ヲ爲サンコトヲ思フ、諸臣ニ諮ク、宮禁ノ土木、其レ務メテ儉素ニ就キ、進御ノ物、其レ務メテ質朴ヲ用キ、冗費ヲ省略シテ、以テ業ヲ勸メ本ヲ培フノ資ニ充テヨ、諸臣其レ民ヲ富シ生ヲ厚クスルノ謀アラハ、各見ル所ヲ盡シ、以テ朕カ逮ハサルヲ輔ケヨ、

仁德天皇課役を免じ衣食を節して百姓の辛苦を思ひたまふ

三　日本書紀

十一　仁德天皇　四年三月己丑朔(二十二日)己酉詔曰、自今之後、至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之、黼衣韋履不弊盡不更爲也、溫飯煖羹不酸餲不易也、削心約志、以從事乎無爲、是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣被、星辰漏壞而露牀蓐、是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁、

宇多天皇服御を減じ季料を省きたまふ

菅家文草　八　詔勅　重減服御、省季料勅、

勅、朕去仁和五年二月廿日(五脫カ)服御常膳、務省約、所司准舊四分減一、朕心不兼(慊カ)、慮無再慮、願擧塵露之積、將成禮節之和、豈圖水旱兵疫、年頻有災、諸國自闕調庸、百官隨無俸祿、不怨天不尤人、不嫌鬼不責神、朕之無道、獨自取之、今重減服御三分之一、新省季料雜物之半、其余用度、中分以拆百姓單寒、朕不忍見、既無謀於富國、唯合體於貧民而已、布告內外、知朕意焉、主者施行、

儉約を好みたまふ

寬平八年月日、奉勅製之、

醍醐天皇服御常膳を減じたまふ

續古事談　一　王道后宮　寬平法皇ハコトニ儉約ヲコノミ給ケリ、御アトノ事、葬禮ノ事ナトオホセラレヲキケルニハ、筵ニテ棺ヲツヽミテ、カツラニテコレヲカラゲヨトソノ給ケル、重明親王李部王記ニカキ給ヘルナリ、

類聚三代格　十　供御事

詔、朕以薄德嗣守洪基、在載陽而懷氷兢之懼、居平陸而有水懦之危、況時屬凋殘、運鍾澆季、不知何德何化、安國安民、夫以前朝故事、殷鑒非遠、奉□周□弗逮、詩云、不愆不忘率由舊章、□服御常膳等カ□物、宜減四□分之一カ□下□皇布封之情、制節愼度、崇孔聖戒盈之教、普告天下、知朕意焉、主者施行、

寬平十年二月廿八日

藤原時平の盛裝せるを責めたまふ

今昔物語　二十二　時平大臣取國經大納言妻語第八　今昔、本院ノ左大臣ト申ス人御ケリ、御名ヲバ時平トゾ申ケル、昭宣公（藤原基經）ト申ケル關白ノ御子也、本院ト云フ所ニナム住給ケル、年ハ僅ニ卅許ニシテ、形チ美麗ニ有様微妙キ事无限シ、然レバ延喜ノ天皇、此ノ大臣ヲ極キ者ニゾ思食タリケル、而ル間、天皇世間ヲ拈（シメ）メ御マシケル時ニ、此ノ大臣内ニ參給タリケルニ、制ヲ破タル裝束ヲ、事ノ外ニ微妙クシテ參給タリケルヲ、天皇小蔀ヨリ御覽ジテ、御氣色糸悪ク成セ給テ、忽ニ職事ヲ召テ仰セ給ヒケル様、近來世間ニ過差ノ制（セイシ）密キ比、左ノ大臣ノ一ノ大臣ト云フ乍ラ、美麗ノ裝束事ノ外ニテ參タル便无キ事也、速ニ可罷出キ由慥ニ仰セヨト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉（ウケタマ）ツル職事ハ、極テ恐リ思ヒケレドモ、篩々（フルフル）フゾ然々ノ仰セ候フト、大臣ニ申ケレバ、大臣極テ驚キ畏マリテ、忩ギ出給ヒニケリ、隨身雜色ナド御前ニ參ケレバ、制シテ前モ令追シメ不給テゾ出給ヒニケル、前驅共モ此ノ事ヲ不知ズシテ恠ビ思ヒケリ、其ノ後一月許、本院ノ御門ヲ閉テ、簾ノ外ニモ不出給ズシテ、人參ケレバ、勅勘ノ重ケレバトテゾ不會給ザリケル、後ニ程經テ、被召テゾ參給ヒケル、此レハ早ウ天皇ト吉ク□（仰カ）合セテ、他人ヲ吉ク誡メムガ爲ニ構サセ給ヘル事也ケリ、

後一條天皇服御常膳を減じたまふ

左經記　寛仁元年十二月廿二日丙戌、皇（源俊賢）太后宮大夫於右仗座、令右中辨（定賴）奏服御常膳物四分之一可被減詔草、御覽可下給、卽淸書奏聞、御畫日可下給、卽召中務丞源光成於膝突賜件詔、

後朱雀天皇諸臣に裝束の寸法を節約せしめたまふ

古今著聞集　三　政道忠臣　昔は人の裝束もなへ〳〵としてぞ有ける、されば齊信の大納言の消息に、先代之時、節會袍借獻など書れたんなるは、節會の袍とて、ほろ〳〵とある物の人にかすなどが有けるとぞ、

後朱雀院の御時、旬に參りたりける上達部を御覽じて、次日資房卿の藏人頭なりけるをめして、昨日公卿の裝束を御覽ぜしかば、以外に袖大に成にたり、かくては世のついへなるべし、いかゞせんずると、右大臣（藤原實資）のもとへいひあはすべしとみことのり有ければ、すなはち申されければ、おとゞ申給ひけるは、みなの公卿にこのよしを承りて、かしこまり申さば、さすがに右大臣御氣色かうぶりたりと聞えば、人もなをり侍なんとはからひ申されければ、そのさだめに披露ありて、右府閉門して、畏のよしをせられけれ

古事談　一　王道后宮　後冷泉院末、過差事外之間、至上官車用外金物、而後三條院代始

後三條天皇鑾車の金具を除きまふ

御料の扇を質素にしたまふ　供御を質素にしたまふ

御手づから檜扇の破損を修繕したまふ

八幡行幸之時、留鳳輦、見物車外金物ヲヌカセラレケリ、中ノ金物ハ依不御覽、不被放之故、今ニ所用也、賀茂行幸之時、外金物車無一兩云々、

後三條院令事儉約給之間、御扇骨檜ニテ、藍ヲ塗テ令持給ケリ、

或人云、鰯雖爲良藥、不供公家、鯖ハ雖苟物備供御云々、後三條院ハ鯖頭ニ胡椒ヲヌリテ、アブリテ常聞食キト、範時語ケリ、

淺浮抄　一、扇ニサマ〴〵アリ、延久ノ聖主物ゴトニケンヤクヲモトヽシ給フユヱ、御檜扇ノソンジタルヲアツメヲキ給ヒテ、御手ヅカラケヅリホソメテ、ホソクナシタマヒテ、ホネニアヒヌリテ、十一マヒ、九マヒナド、ヲリニヨリテ、イロ〳〵ノ數ハアルニマカセテ、カラノカミヲハリテモタセ給ヒタリ、ゾノコロノ人々、ワレモワレモトマネビ奉リシガ、久シクスタレシヲ、建久、正治ノコロハ、サトアタラシクツクリテ、アヒヲヌリテ、女ナドハ、カナメヲ金銀ニテテフトリヲツクリテ、フンヂハタヽミノ扇ノフリタルサマニ、ウスヤウニ金銀ノデイニテ、カラカミノ形ヲウツシテモチタル、延久ノ御ヲキテノヽコリナレド、コトノヤウカワルベシ、ナニゴトモコヽロアルベキナリ、

後嵯峨上皇淨衣を用ひたまふ

龜山上皇物見車の裝飾を省きたまふ

伏見上皇棧敷を設けず　後宇多天皇車上より花園天皇の御禊行幸を御覽じたまふ

葉黃記　寛元四年五月廿日、天晴、上皇自今日七ヶ日、可有御參籠八幡也、我君殊尊崇宗廟、頻有此臨幸、後鳥羽院初度淨衣御參、正治元年歟、　又好節儉、顧人費、仍就省略被用淨衣、蓋又近例也、

增鏡　十二　老のなみ　（弘安三年）八月御子の御ありきぞめとて、萬里小路殿にわたらせ給、唐廂の御車に、後嵯峨院の更衣腹の姫宮（惇子）聖護院の法親王（覺助）のひとつの御腹とかや、御母代にてそひたてまつり給、又三條の內大臣公親の御むすめ、內（後宇多天皇）の上の御乳母なりしも、めでたき御あへ物とて御車にふたりのりたまふ、女院（位子）は院（龜山上皇）のうへひとつ御車にきくのあじろのひさしにたてまつる、宮の御車にやりつゞけてよそほしくめでたき御事なり、そのころ、けんやく行はるとかや聞えしほどにて、下すだれみじかくなされ、小金物ぬかれける、物見車どものも、召次よりて切などしけるをぞ、時しもや、かゝるめでたき御事のおりふしなどつぶやく人もありけるとかや、

京都御所東山御文庫記錄　伏見天皇宸翰御記

延慶二年十月廿一日庚午、天晴、此日御禊行幸也、任例於棧敷雖可見物、今年天下異損、爲省人煩、立車所見物也、且文永御禊行幸、被立御車可有御覽之由、兼有其沙汰、然而依異國事、一向無御見物、今度大略所任彼時沙汰也、（中略）凡今日儀於事無爲、天氣如春、且山門

後光明天皇調度を質素にしたまふ

明治天皇宮中の用途を省きて兵備の費に充てたまふ

事、今日嗷々難治之處、武家先日所遣飛脚、此兩三日歸來、東方形勢、大略山門所申聞披歟之由風聞、且公什、忠源兩僧正、於御禊雖聊不可申違亂、若有如此事者、山門必可有後悔、殊可被下知門徒之由、密々以此飛脚之便、各申門主云々、依此等事衆徒止嗷々儀了、併冥助之至也、凡以不德之質、面見兩度之大禮、過分之榮運也、不知所謝、彌早遁非器之繁務、可養暫時之餘生者也、

承應遺事　後光明帝、御諱紹仁、後水尾帝第四皇子なり、（中略）承應癸巳（二年）六月、禁闕祝融の災あり、日ならに造營新に成けり、御調度の奢靡華侈ふるハ損抑し給へり、衣服の制度をも正しくさせられまくおぼし召けるとなん、

太政官日誌　明治七年第七號

一月廿日

〔宮內省屆書節略〕明治七年一月廿日

今般別紙詔書寫ノ通被　仰出候付テハ、宮中御用途ノ內三萬六千圓、年々兵備ニ被爲充候條、此旨申進候也、

詔敕

嵯峨天皇の遺誡

宇多天皇の寬平遺誡

今般陸海軍費ノ爲メ新ニ祿稅ヲ設クルハ、要スルニ國力ヲ强クシ、人民ヲ保護スルニアリ、朕モ亦マサニ自ラ簡約ニ從ヒ、以テ其費ニ充ツヘシ、汝有司等斯旨ヲ體シ、凡ソ宮中ノ用度ニ於テ務テ減省スル所アレ、

二四　本朝書籍目錄　雜々

嵯峨遺誡　一卷

續日本後紀　十四　仁明天皇　承和十一年八月乙酉（五日）、（中略）先帝遺誡（嵯峨天皇）曰、世間之事、每有物恠、寄祟先靈、是甚無謂也者、

三代實錄　十二　淸和天皇　貞觀八年三月二日戊寅、伏聞、嵯峨遺旨、母氏有過者、其子不得爲源氏、

寬平御遺誡　供朝膳（端闕）申時、一本云、以下蠹損、

衞府舍人以上、陣直超倫、聲譽遍聞者、其昇轉敍位、及兼國貢物、勿拘常例、唯忌婦人之口、小人之擧耳、

諸司諸家等所申季祿、大粮、衣服、月料等、或入官奏、或就內給、申不動正稅等、縱（雖イ）令勘申國中帳遺、或遠年帳雖爲實、今須不動者、一切禁斷、正稅者隨狀處分、若必用不動者、卽後年全令

委塡、不可忘此事、當時執政所可進止也、雖然存於內心、補萬分一、努力々々、

齋宮者、出在外國用途雖繁、料物不足、隨其申請、量宜進止、唯寮司能々可選任之、

齋院者、種々雜物式例雖具其於用度、不足十分之一、特加相勞、□□□□□□□不可忘之、大略仰菅原朝臣季長朝臣畢、可令彼兩人撿挍之、諸國權講師、權檢非違使等、朕一兩許之、不可爲例、□□(講師カ)讀師、隨孟冬簡定、可任諸階業僧等□(之類、不可以他人カ)□□□□□□□事妨之、二三度朕失之新君愼之、內供奉十禪師、定額僧等之闕、必用本寺選擧、不可輒許前人之讓、妄他所之囑、若有知德普聞、戒律令□□□(者審カ)問許之、不可失之、外蕃之人、必可召見者、在簾中見之、不可直對耳、

李環朕已失之愼之、

諸國新任官長請申任用者、或掾或目、醫師博士等總不可許之、唯諸司諸所有勞之中、爲他人被遍知、堪其用者、量狀許之、若不分明者、亦忌之、莫忘莫怠、有憲不可昇殿之狀、去年引神明附定國申遂已畢、莫忘之、莫淫萬事、責躬節之、

可明賞罰、莫迷愛憎、

用意平均、莫由好惡、

能愼喜怒、莫形于色、

左右近衞將監敍位之事、追昔例、左右遞隔年敍之、而今敍位之事、不必每年、宿衞之勤、殊倍他府、始自舍人至判官、置積四五十年、殆難待其運、今須復近代之例、每有儀式之敍位、左右共敍之、將勵宿衞之人、新君愼之、

內侍所者、有司已存、唯宮中之至難者、是後庭之事、今須共方雜事、御匣殿收殿絲所等事者、定國朝臣姉妹近親之中、可堪其事者一兩人、一向行事、日給之物、等(第イ)節之類、總可處分、洽子朝臣、自昔知絲所之事、□□之間、猶令兼知之、息所(裕子)菅氏、宣旨滋野等者、日々出居女房之侍所、行藏人等日給之事、兼正進退禮儀、至有更衣之時、又加教正禮節、其更衣藏人、隨事給賞物、依功授官爵之事、皆悉可執奏申行也、菅氏是好省煩事之人也、宣旨又寬緩和柔之人也、激勵各身、令勤仕之、新君愼之、

中重北面廊采女、女孃等、各爲曹司、居住如家、代々常有失火之畏、雖然遂不得追却、今須每夜、藏人、殿上人、可堪其事者一人、差加藏人所人一兩令巡檢、不可怠之、又宮中人々曹司坪々等、凡下之人、常致破壞、須五日一度、同遣殿上人、令巡檢警誡、新君愼之、

左大將藤原朝臣(時平)者、功臣之後、其年雖少、已熟政理、先年於女事有所失、朕早忘却、不置於心、朕自去春加激勵、令勤公事、又已爲第一之臣、能備顧問、而從其輔道、新君愼之、

右大將菅原朝臣(道眞)者、是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多受諫正、仍不次登用、以答其功、加以朕前年立東宮之日、只與菅原朝臣一人論定此事、(醍醐天皇)女侍知尙居之、其時無共相議者一人、又東宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意、密々語菅原朝臣、而菅原朝臣申云、如是大事、自有天時、不可忽、不可早云云、仍或上封事、或吐直言、不順朕言、又々(ナシイ)正論也、至于今年、告菅原朝臣以朕志必可果之狀、菅原朝臣更無所申、事々奉行、至于七日(月カ)可行之儀、人口云云、殆至於欲延引其事、菅原朝臣申云、大事不再擧、事留則變生云云、遂令朕意如石不轉、總而言之、菅原朝臣非朕之忠臣、新君之功臣乎、人功不可忘、新君愼之云云、

季長朝臣深熟公事、長谷雄博涉經典、共大器也、莫憚昇進、新君愼之、

朕聞、未(味)旦求衣之勤、每日整服盥嗽拜神、又近喚公卿有議給(洽カ)訪治術、亦還本座、招召侍臣、求六經疑、聖哲之君、必依輔佐以治事、華夷寡小之人、何無賢士、以慼救(脫アラン)徹事有持疑、必可推量以決之、新君愼之、

諸司諸所々言奏見參、有先例者、可下諸司令勘舊跡、縱有舊迹、能推量可行、新君愼之、

延曆帝王、每日御南殿帳中、政務之後解脫衣冠、臥起飮食、又喚鷹司御鷹、於庭前令呼餌、或時御手作觜爪等可好、又至苦熱、朝政後、幸神泉苑納凉、行幸之時、先令問左右近中少將、卽喚手輿御之、行路之次、若有御興、令近衞等相撲、是爲好相撲也、造羅城門、巡幸覽之、卽仰工匠曰、此門高可減五寸云云、後又幸覽之、卽喚工匠如何、工匠云、旣減、帝歎曰、悔亦不加五寸、工匠聞之、伏地絕息、帝奇(問カ)聞、工匠良久蘇息、卽云、實不減、然而爲有煩詐言耳、帝宥其罪、帝王平生晝臥帳中、令遊小兒諸親王、或召采女、時令洒掃、其時人夏冬服綿袴、其采女袴體如今表袴、欲使(俾イ)御也、是等語、故太政(藤原基經)大臣舊說也、雖不可追習、爲存舊事、附狀末耳、又弘仁御時、諸堂殿門額初書、宮城東面帝親書耳、又初製唐服云云、

以前數事之誡、朕若忘却、而有所囑者、引此書可警□以此爲孝、不可違失耳、

年中行事抄　正月

五日敍位議事、(五日ノ依日ヲ六日之間欠、)

寬平御誡云、七日敍位者、不可必每年行之、若隔二年、隨狀行之、其成業無疑、治國有効、吏幹堪用、才能可褒、及諸司判官以上、勞高年老、爲第一第二者、並可臨時加階新敍、

八日大極殿御齋會始事、(七箇日)

寬平御誡云、正月八日、可參八省、

十一日外國除目事

寬平御誡云、任官之日、所々勞人、必任好處、莫令人々之給妨之、又陸奥出羽、太宰管國、近江

等、二三年來不任人給、傳聞、親王公卿、偏以嗟嘆、今須諸有給者、若申件等國、依次許之、莫去
今年令同人給之、不得一年兩三人、疊任一國人、件等國掾目、通計三分之二任公人、其一分
許人給、隨秩滿可處分、又公卿合兩二分給一三分之例、其始近在今年之春、今復舊混一二
分、可給三分、須隔四五年許之、至擧其子或許、任內外官判官次官、不立年限、令以知公卿之
爲貴、又公卿時々給內舍人幷申二合、只許中納言以上、不及參議、但以二合申其子者、參議
亦得之、又莫以內官充人々之給耳、

年中行事抄　三月　京官除目事

寬平御誡云、京官權任不可輙任、至于辨一人及主計、主稅、供奉諸司、六衞府、馬寮等官人、量
時務之閑繁、臨時任之、莫專奔、又陰陽寮、雅樂寮等、爲取其藝、年來有例、隨宜處分、自餘諸司
一切停止、公卿正員者、太政大臣、左右大臣各一人、大納言二人、中納言三人、參議八人、合十
六人、其中太政大臣、無其人則闕之官也、定十五人員、天安以往、其員至多時
僅十二人、貞觀以後、常十四人、今須大納言以下莫過十二人、君(若カ)有權任納言者、隨置參議之
闕、雖任大臣、又置納言參議之闕、勿過十四人、又大納言勿過權正三人、

河海抄　二帶木　寬平遺誡曰、五月五日、九月九日、文人武士、行事繁多、不可怠、不可緩、

政事要略　二十六年中行事　中卯新嘗祭事　寬平御遺誡云、每年五節舞人進出、迫彼期日
經營尤切、今須公卿之中、令貢二人、雖非其子、必令求貢、殿上一人、選人召之、當代女御又貢
一人、公卿女御依次貢之、終而復始、以爲常事、須入十月節(卽イ)召仰、各身在前令用意、勿有故障、
臨時取替、比年朕之所煩、只在此事、仍誡新君、
又云、新嘗會、神今食、幷九月伊勢御幣使日、必可幸八省中院、以行其儀、雷公祭、年來有驗、不
闕之、

明文鈔　一帝道部上　殊制殿上男女、輙以無用之事、莫奏御前以驚視聽矣、事若可驚者、
密々告近習、可備顧問人、然後進止、寬平御遺誡、
可忌依小怪小異、以輕々召神祇陰陽等事、(中略)已上同
天子雖不窮經史百家、而有何所恨乎、唯群書治要早可誦習、勿就雜文、以消日月耳、寬平御遺誡、

明文鈔　二帝道部下　春風秋月若無異事、幸神泉北野、且翫風月、且調文武、不可一年再
三幸、又大熱大寒愼之、寬平御遺誡、

扶桑略記　二十四醍醐天皇　延長八年九月廿二日壬午、天皇年卅六、禪位皇太子寬明親王、」
或記曰、延喜天皇御製曰、勿多酒飲、又會人唯陳要事、勿多言語、又家內身中、貧富善惡之事、

不可輒披談、又交衆之間、爲公家及世人雖非殊謗、而有言不善之輩、如然之間、必避座而却去、若避座無便、守口攝心意、勿預其事、縱人之善不可謂之、況乎其惡乎、又縱有人甲與乙有隙、若好件乙、則甲結其怨、又勿伴高聲惡狂之人、常重情貴身、不可行輒輕事、又勿爲大怒、心中雖怒止思、又勿生慢逸之心、喜怒之心、敢無餘過、又始自衣裳至于車馬、隨有用之、勿求美麗、不量己力、勿好美物、德至力堪何有之、又輒不可借用他人之物、若要事有限、有借用、其後不過時刻、早以返送之、又乞不可乞之人、共不可共之物、非只一家之害、必諸人之謗、又他與他相陳、善惡二事、橫不可加言、又他人所言、我以彼同言不可陳之、又不我所知之事、不可執行、又相對言談之外、不可見人顏之、已上、

花園上皇誡太子書

元徳二年二月　伏見宮御所藏

（花園上皇）余聞、天生蒸民、樹之君司牧、所以利人物也、下民之暗愚導之以仁義、凡俗之無知、馭之以政術、苟無其才、則不可處其位、人臣之一官失之、猶謂之亂天事、鬼瞰無遁、何況君子之大寶乎、不可不愼、不可不懼者歟、而太子長於宮人之手、未知民之急、常衣綺羅服飾、無思織紡之勞役、鎭飽稻粱之珍膳、未辨稼穡之艱難、於國曾無尺寸之功、於民豈有毫釐之惠乎、只以謂先皇之餘烈、猥欲期萬機之重任、無德而謬託王侯之上、無功而苟莅庶民之間、豈不自慙乎、又其詩書禮樂御俗之道、四術之內、何以得之、

請太子自省焉、若使溫柔敦厚之教躰於性、疏通知遠之道達於意則善矣、雖然猶恐有不足、況未備此道德、爭期彼重位、是則所求非其所爲、譬猶拾網待魚羅、不耕期穀熟、得之豈不難乎、假使勉強而得之、恐是非吾有矣、所以秦政雖强、爲漢所幷、隋煬雖盛、爲唐所滅也、而詔諛之愚人以爲、吾朝皇胤一統、不同彼外國、以德遷鼎、依勢逐鹿、故德雖微、無隣國窺覦之危、政雖亂、無異姓簒奪之恐、是其宗廟社稷之助、卓躒于餘國者也、然則纔受先代之餘風、無大惡之失國、則守文之良主、於是可足、何必恨德之不逮唐虞、化之不侔陸栗哉、士女之無知聞此語、皆以爲然、愚惟深以爲謬、何則洪鐘音響、九乳未叩、誰謂之無音、明鏡含影、萬象未臨、誰謂之不照、事迹雖未顯、物理乃炳然、所以孟軻以帝辛爲一夫、不待武發之誅矣、以薄德欲保神器、豈其理之所當乎、以之思之、危於累卵之臨頹嵓之下、甚於朽索之御深淵之上、假使吾國無異姓之窺覦、實祚之脩短、多以由玆、加之中古以來、兵革連綿、皇威遂衰、豈不悲、太子宜熟察觀前代之所以興廢、龜鑒不遠、昭然在眼者歟、況又時及澆漓、人皆暴惡、自非知周萬物、才經夷險、何以御斯悖亂之俗、而庸人習太平之時、不知今時之亂、時太平則雖庸主可得而治、故堯舜生而在上、雖有十桀紂、不得亂之、勢治也、今時雖未及大亂、亂之勢萌已久、非一朝一夕之漸、聖主在位、則可歸無爲、賢主當國、則無亂、若主非賢聖、則恐唯亂起數年之後、而一旦

及亂則縱雖賢哲之英主、不可朞月而治、必待數年、何況庸主鍾此運、則國日衰政日亂、勢必至于土崩瓦解、愚人不達時變、以昔年之泰平、計今日之衰亂、謬哉々々、近代之主、猶未當此際會、恐唯太子登極之日、當此衰亂之時運歟、非內有哲明之叡聰、外有通方之神策、則不得立於亂國矣、是朕所以强勸學也、今時之庸人、未曾知此機、宜廻神襟、尙此弊風之代、自非詩書禮樂、不可得而治、以是重寸陰、以夜續日、宜研精縱學涉百家、口誦六經、不可得儒教之奧旨、何況未學庸受、求治國之術、愚於蚊虻之思千里、鷦鷯之望九天、故思而學、々而思、精通經書、日省吾躬、則有所似矣、凡學之爲要、備周物之智、知未萌之先、達天命之終始、辨時運之窮通、若稽于古、斟酌先代廢興之迹、變化無窮者也、至如暗誦諸子百家之文、巧作詩賦、能爲義論、群僚皆有所掌、君王何强自勞之、故寬平聖主遺誡、天子入雜文不可消日云々、近世以來、愚儒之庸才、所學則徒守仁義之名、未知儒教之本、勞而無功、馬史之所謂博而寡要者也、又頃年有一群之學徒、僅聞聖人之一言、自馳胸臆之說、借佛老之詞、濫取中庸之義、以湛然虛寂之理、爲儒之本、曾不知仁義忠孝之道、不協法度、不辨禮儀、無欲淸淨則雖似可取、唯是莊老之道也、豈爲孔孟之教乎、是並不知儒教之本也、不可取之、縱雖入學、猶多如此失、深自愼之、宜以益友令切瑳學猶有誤、則遠于道、況餘事乎、深誡必可防之、而近曾所染、則少人所習

後花園天皇春宮に贈りたまふ御消息

唯俗事、性相近、習則遠、縱雖備生知之德、猶恐有所陶染、何況不及上智乎、立德成學之道、曾無所由、嗟呼悲乎、先皇緖業、此時忽欲墜、余雖性拙智淺、粗學典籍、欲成德義興王道、只爲宗廟不絕祀、宜在太子之德、而今廢德而不修、則令所學之道、一旦塡溝壑、不可亦用、是所擊胸哭泣、呼天大息也、五刑之屬三千、而辜莫大於不孝、不孝之甚不如於絕祀、可不愼(乎脫カ)可不恐乎、若學功立、德義成者、匪啻盛帝業於當年、亦卽貽美名於來葉、上致大孝於累祖、下加厚德於百姓、然則高而不危、滿而不溢、豈不樂乎、一日受屈、百年保榮、尙可忍、況墳典遊心、則無塵累之纏牽、書中遇故人、只有聖賢之締交、不出一窓、而觀千里、不過寸陰(而脫カ)經萬古、樂之尤甚、無過于此、樂道與遇亂、憂喜之異、不可同日而語、豈不自擇哉、宜審思而已、

扶桑拾葉集　二十　(後土御門天皇)春宮に贈らせ給ふ御文　後花園天皇

ふとしたるやうに候へとも、萬つ御心え候ハんするとゝも、人なとしてはさのみ申されぬ候はんやうに候ほとに、大概心中のとをり記しつけ候、能々御覽せられ候事にて候へく候、まつ〳〵御進退なとは如何にもしつかに、重々と候はんするにて候、御こは色なにとやらんきふ〳〵と聞え候、やはらかにのとやかに仰付られ候へきにて候、連歌の時、人のいたし候句なといかにわろく候へはとて、そこつに難を入られ候事しかる

へからすおほへ候、その故は御けいこなとも、いまたいたり候はぬと申、伏見殿我々をさしをかれ候て、一座を御さはき候へき事は、かた〴〵御斟酌候へきとにて候、くれくれけふあすのとハ、よろつ御懐もせはき事候そかし、しせん難も候はぬ句なとを、とかくおほせられ候はんするは、かへりて御ちしよくにて候へく候、又和漢連句のとき、漢の句いて候へは、毎度御ふしん候、これはをこの御尋にて候はんすれ、とても連句のとは一向御存知候はぬうへは、あなかちに當座の御ふしんハ、そのせんなき事にて候、肝要は連歌ましり候事にて候ほとに、さやうの時御句を出され候はんするまてにて候、さりなから漢句つまり候ときなとにて、御句なと付られたきやうにも候はゝ、さやうの時御ふしんも候へきにて候、そのうへしせんやすき句なと御たつね候へは、これほとに文字かたなと、疎々しき御事にて候かと、人の存し候はんするとも、かつうは口惜やうに候、とても一座後日に御覽せられ候へきうへは、そのときいかにも御不審候て、御けいこの便りにもせられ候へく候、殊に近比の會なと、室町殿大閤いし〴〵嚴重に伺候せられ候事にて候、聊のとも御心に御心を添られ候て、御謹候はんするにて候、たゝうち心やすく、さい〳〵しこうのものさへ、人々の心中は辱かしきとにて候、ましてや、

とさまさいかくのかた〴〵は、いかにも見落され候ハぬやうに、誰々もありたき事にて候、惣してそれの御事は、おさなくいらせおはしまし候時より、をそろしく辱かしき人も候ハぬやうに思召候て、御心のまゝに御そたち候ゆへに、今に御心つかひもかやうに候かとおほへ候、猶もおさなき御年にても候ハゝ、せめては罪さり所も候へきにて候、今にをきては御成身の事にて候、いかにも〳〵御身を謹まれ、世の敷けり候はぬやうに御嗜候はんするかかんようにて候、幾度申ても御學文を先本とせられ候こそ、御身の誤りをもあらためられ、人のよしあしをも正され候事にて候、能々御稽古候へく候、その外ハ公事かた、詩歌、管絃、御手跡なと御能にて候、なにとしても歌連歌の事は、誰々もとりつき候へは、さすかやすきやうに候、文字かたのとは、ふととりつきにくきやうに、人ことに心えをき候てふさたし候、去程に一文不通のいたつらものゝみ世にはおほく候、これはあさましき事にて候、文字かたにて候へはとて、さのみ大事なる事にて候はねはこそ、誰々も又さたし候へは安きならひにて候、かんようはすきとすかさるとのかはりめにて候、漢才に疎く候へは、萬事につけて未練恥辱なるとのみにて候、詩連句なとさたし候へは、をのつから文字は出き候事にて候、幸伏見殿御さたのう

へは、御ふしんのとは尋申されて、いかにも〳〵御けいこ候ハヽ、めてたくおぼえ候へく候、此ちかころ小鳥なとあつめられ候て、御すきのよしきゝ及〳〵、これまたしかるへからす候、なにとしてもかやうの無用なる事に心をうつし候へは、かんようさたし候へき事は、うはになり候習ひにて候、そのうへのやうのなくさみハ、おさなき時の事にて候、萬事をさしをかれ候て、御稽古をはけまされ候事にて候へく候返々それの御事は、すてに儲君の御事にて、御みやうかも候ハヽ、踐祚の一たん勿論の事にて候、よのつねの竹園ふとの御あてかひにはかはり候はんするにて候、御心たてなといふにも柔和に御慈悲ふかく候て、人をはこくまれ候はんするにて候、何としてもはらあしく短慮に候へは、人のそしりをうけ、我身も後悔し候事にて候、かまへて當時後代の謗をのこされ候はぬやうに、御心をもたれ候はんするよて候、かやうの事ともさのみ申候へは、さためて御氣にちかひ候はんすれとも、我身申候はては、たれのけうくん申候へきそにて候程に、心中をのこさす申候、をよそ内典外典の文にも、親の命を背候はぬをもて孝行と申候、うまひて我ら申候事なと、いるのせにせられ候ましく候、ふしみ殿なとの御事も、久しく御同宿の事にて候、自他御等閑候ましき事にて候しせんの申され

候事なと、ないのしろにはせられ候ましく候、猶々御心え候へき事とも多候へとも、さのみは筆よもつくしかたく候程に、あら〳〵心にうかみ候事ともしるしつけ候、此一巻かんようと思召候て、のまへてさいく〳〵に御覽せられ候事にて候へく候、

あはれしれ今はよはひも老の鶴の雲井にたえす子をおもふこゝろ

京都御所東山御文庫記錄　乙一　寢翰掛引繼第一號之内

一、帝位にそなはられ候と覺召候御心候へは、おほえさせおはしまし候はて、御憍と成候て、人の申候事御承引なく成行候事にて候まゝ、よく〳〵御心にかけられ候て、つゝしまれ候はん事肝要ニ候、むかしこそ何事も勅定をはそむかれぬ事のやうに候へ、今は仰出し候事、さらにそのかひなく候、武家は權威ほしきまゝなる時節の事に候へは、仰にしたかひ候はぬも、ことはりとも申へく候歟、重代の臣下共すら、動は勅命とてもかろしめてのみニ候、澆季の世あさましく候へとも、是非なき事ニ候、さ候へは、御憍心なと、今の世に別して不相應の御事ニ候まゝ、ふかく御つゝしみあるへき事ニ候、

一、御短慮又深くつゝしまるへき事也、右に申候御憍心候へは、御異見かましき事、人の

申候時、すいさんなるやうに覺召候から、御はらたゝしく成候事候、摠して嗔恚の深き程、物そこねになり候事は候はす候、たれしもいかりおこり候時は、常の覺悟の心を取うしなひ、申ましきこと葉をもあらし(は脫カ)候物にて候故、いかりしつまり候時、後悔せさるものはなく候事候、か様の事は、御としまいり候にしたがひて、覺召しらるへく候、

一、いかにも御柔奕にあり度事候、かみの慈悲過候へは、下の怖候事なく候ゆへ、放埒のもとゐと成候と申候者候、尤さもある事候、何事も過たるはをよはさる道理ある事にて候へとも、いかりは深く成やすく、慈悲はすき候やうニハ成かたく候故、其分別肝要ニ候、延喜の聖主ハ御顏色常にゑましく見えさせまし〳〵しとやらん候、其子細ハ、人の物の申よきやうにと覺召ての御事の由候、返々柔和の相、御身體に尤可爲相應候事、

一、敬神ハ第一ニあそはし候事候條、努々をろそかなるましく候、禁祕鈔發端の御詞にも、凡禁中作法、先神事、後に他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠と被遊候歟、佛法又、用明天皇信しそめさせ給候やうに、日本紀にも見え候へは、すてをかれかたく候、摠して上を敬ひ下を憐み、非道なき志ある者に、佛神を信せさる者はなき道理にて候へは、信心なる者は、志邪路ならさるとしろしめさるへく候、何事も正路を守らるへき事肝要ニ候、

一、御藝能の事ハ、禁祕鈔に委く載られて候へとも、今の世にては、和歌第一こ御心にかけられ、御稽古あるへき事にや、先和國の風義といひ、近代ことにもてあそはるゝ道也、御手習又御油斷あるましき事にや、職方はたと〳〵しからさる程に候はては不叶御事候歟、漢才又いか程の御事にても不飽足候歟、琴笛なとは、いつれにても、御にあひ候物を御稽古ある事候、但篳篥は、御所作に例なき由候歟、此外は似あはしからさるほとの事は、御沙汰候ても子細なく候歟、但棊象戲等の無益の事、御心にしみ候て、朝暮面白く覺召候やうに成候はゝ、必定御學問の妨と成へく候まゝ、さ様の事には御心を付られ、如探湯有度事候、

一、天地人の三才は、其もと一致なるかゆへに、天地に災あれは人にをよふことはり也、依之天變地妖出現する時、諸道勘文をたてまつりて、御つゝしみある事常の事也、されとも熟思に、天地には私なく、人には私ある事なれは、政道たゝしからすして、急難

すてに出來せむとする時、其災天地に及て、妖怪出現すへき事なる歟、然は人道の變本なれは、前非をあらため、彌深くつゝしまるへき事にこそ、

一、禁中ハ敬神第一ノ御事候ヘハ、毎朝ノ御拜、御私ノ御懈怠、且以不可有之事、

一、鳥羽院、美福門院御寵愛ノ餘ニ、近衞院御卽位候事、大亂ノ基ト成候テ、帝位ノ御威光次第ニ衰候事候ヘハ、女色ノ誡、如探湯可被覺召事、肝要ニ候事、

一、近習之衆、當分御心ニ相候樣ニ被覺召候者モ、惡事ヲ申進候者ハ、畢竟御爲ニハ寇讎ニ候條、可被遠避候、是又肝要ニ候事、

一、御行跡不輕樣ニ、御進退被付御心可然候事、

一、上格子、下格子、相應之時剋尤候、其內上格子ハ早過候ニ無難、下格子ハ不及深更事、尤可然候事、

性善性惡ノ沙汰ハ、內典外典トモニ事舊候事ニ候ヘ共、誰シモ若キ時ノ所好、惡ニ不趣ハナキヿニ候、ソレニヨリ、三敎トモニ勸善懲惡ノ一スヂハ、イツレモ無相違候歟、然レハ御若年ノ間ノ御愼、干要ノ御事候歟、凡卅歲ニ及ヒ候マテ、身ヲモテソコナヒ候ハヌ樣ニ愼候ヘハ、一代ノ內大ナルアヤマチハ不出來モノニ候、別テ今程萬端武家ノハカラヒ候時節ニ候ヘハ、禁中トテモ、萬事旧例ニ任テ御沙汰アルヘキ樣モナキ躰ニ候、萬事御心ヲ付ラレ、御愼專用ニ候歟、路上行人口是碑ト申候ヘトモ、當時ハ橫目トヤランアマタ打散候テ、何事モ行人ノ口ニノリ候ハヌ已前ニ、其儘江戶ノ取沙汰ニ及候由候、左樣ニ候ヘハ、何カト御爲ヨカラヌ沙汰ナト、武家ノ評定ニナリ候ヘハ、御身一分ノ事ニテハ候ハテ、御爲ヲ存候者ハ、愚老ヲハシメ男女數多難義、折角迷惑浮沈候事候、然ハアマタノ人ノ憂喜苦樂ヲ御心ヒトツニ任ラレ候事ニテ候條、御分別有間敷事ニテハ無之候歟、能々御思惟尤候、今程ハ諸家ノ所存、事外アシク成行候テ、何ノ道ニモ正路ナル者ハ、大形無之樣ナル爲躰ニ候トノ取沙汰候、下ノ放埒ハ卽上ノ御耻辱ニナリ候事ニテ候ヘハ、正道ニ引カヘサマホシキ事ニ候、其本亂テ末治ルト云ヿハアラシニテ候ヘハ、本正ク御身ヲ治ラレ候ハン事、第一ノ御事候歟、

光格天皇より後櫻町上皇に贈りたまふ御消息

京都御所東山御文庫記錄

宸翰掛引繼之中
光格天皇宸翰

返〳〵まざ〳〵書付度事候へとも、あまり〳〵長文ニも成候まゝ、先々あくのこ

とく候、何分〳〵御を〻覽之事願入存、私〻よ〳〵氣丈〳〵、きふハ當座ニ而候、用心まし〳〵御安心候、ゟしく、

日々暑むしき殘暑之處而に〳〵御機きんよく〳〵、扨々々〻度〳〵忝き〳〵御事、猶まさ萬々御用心〳〵の御事、第一ニ願上存、き而も詠草伺置候まゝ、〻ハ〻ニ而も〳〵〳〵御幾嫌ゟ而ひ御をたさゐニ宜しく祿の而入存、誠ニ昨夕ハ法樂詠草早そく返し給り、長々入存候、其而し御書中、扨々々々々々々々有のき(ゟ脫カ)御心をツ之仰とも、實々々々々々々心中有のさく〳〵存候、尤仰之通、人君ハ仁を本ト〻而し候事、古今和漢之書物ニも數々有之事、仁ハ則孝忠仁孝ハ百行の本元まて、誠ニ上おき事、常に私も心ニ忘れぬ樣、仁德ノ事を第一ト存候事、とよ、仰とも蒙り候へハ、猶更ニ存候事、とゟく自身計ニてハつ〻心もゐるゝ候事、の樣に有之候へハ、其度ことニ心もをゝゝ、實々々々有ゟき〳〵御事候、とゟく人ハ身勝手ニ成安き物、こゝハ彼恕ト申字ノ所ニ而、怨之字ハ俗ニ申、我ニつ而つて人の〻ゐさを忘れト申字ニ而、則此恕の仁ノ字ニも通し、又誠ト申義ニも相成候事、何分仁ト誠トニ相極り候事、仰之通、身の欲なく天下萬民をのニ慈悲仁惠ニ存候事、人君なる物ノ第一ノおしへ、論語むし免あらゆる書物ニ、皆々此道理書のへ候事、則仰ト少しを〳〵ちゐ〻なき事、扨々忝く〳〵〳〵存ゟ、猶更心中ニ右之事ともおもむしも忘れおこゐら仁惠を重し候ハゝ、神明冥加ニもゐのなひ、〻を〳〵天下泰平ト畏々々入存、右之通色々ト書過候樣ニても、中々心中ニ存候本とハ、筆紙ニ不盡事ニ而候、何分御推さつ之事願入存候、右申候とをり、とのく折々ハ仰〻さゝき候事、むきニゟ成、實々々々々々御ゐれしく忝く〳〵存ゟ、猶又已後之所願々入存候、實々昨夕之御書中、御心をつノ御實意とも、心中ニゐつし候事ニ而候、猶々御機きんをく御長久、度々有ゟさき仰も承り候事と、免て度〳〵存上ゟ、誠ニ中宮事、〻を〳〵免て度樣子、扨々々々々々年來ノ宿願成就、大悅ノ事ニ而候、此ニ付候テも、何事も滿れハのくるノならひニ候へハ、只々大悅むのりにあハ相を而に、の樣ニ大免て度事有之候も、ひとへニ神々ノ御加護ト存候、猶又萬事をつゝしニ候事十分なれハ、必のくのごときこと有之ト申事を心中ニ不忘、敬神正直仁惠を第一ニいさし候へハ、何事も安穩ノ道理ニ候へハ、右之心え第一トのニ存ゟ〳〵事ニ而候、前文申通、仰之通、何分自身を後ゟし、天下萬民を先とし、仁惠誠信ノ心、朝夕晝夜ニ不忘却時ハ、

神も佛も御加護を垂給事誠ニ鏡ニ掛テ影をミるごとくニ候、
神も佛も大慈悲ノ御事候へハ、色々のわさゎひ有之候ハ、皆々此方ノ心中ニをこしテ有之、此方ヨリ何事も出來候事候、くれ〳〵も正直仁惠誠信第一之事ニ候、前文之通、御厚意御念比之御書付候、實ニ〳〵有ゟく〳〵存ゟ〳〵事候、むさ〳〵長々しき書樣なゟら、心中ニ存し上候あらゟしを、心ニうのミ候ニ隨ひ、亂筆なゟら書付ゟ〳〵事候、先て度ゟしく、

又申候、扨々日々雨を祈ゟひ候事、今朝も拜ノ時、又內侍所ニゐも誠心ニ祈り申候事ニゐ候、何分〳〵衆民ノ爲偏ニ〳〵〳〵〳〵一雨ノ御惠をのミ祈り〳〵入ゟ〳〵事候ゟしく、

必々御返事ニ不及、昨夜ノ畏りの御返事ニゐ候

御內〳〵

兼仁

言上

三五　續日本紀　九聖武天皇　神龜三年六月庚申（十四日）詔曰、夫百姓或染沈痾病經年未愈、或亦得重病、晝夜辛苦、朕爲父母、何不憐愍、宜遣醫藥於左右京、四畿及六道諸國、救療此類、咸得安寧、依病輕重、賜穀振恤、所司存懷、勉稱朕心焉、

本朝世紀　仁平元年四月廿三日甲子、天晴、入夜雨降、（中略）今日、爲天下飢饉之祈、被發遣伊勢以下九社幣帛使、伊勢、石清水、賀茂上下、松尾、稻荷、春日、丹生、貴布禰、左大臣參仗座奏宣命、事了、參著八省昭慶門座行事、參議教長卿、公通朝臣、雅通朝臣等爲使、

續千載和歌集　十六雜歌上　嘉元百首歌めされしついでに　法皇（後宇多）御製

天皇我詔旨止掛畏支某太神乃廣前仁恐美恐美毛申給波止申久、國波以養民天爲寶之、君波以施仁天爲本須、因玆古之明王毛仰神鑒天、偏祈治世之術幾、（中略）

仁平元年四月廿三日

いとゞ又民やすかれといはふかな我身世にたつ春のはじめは

君は仁を施すを以て本と爲す

後宇多天皇の御製

柏玉和歌集　八雜歌　述懷　後柏原天皇の御製

をさめしるわが世いかにと波風の八十島かけてゆく心かな

官報　號外　明治二十二年二月十一日　憲法發布勅語

國家の隆昌と國民の慶福とを以て中心の欣榮とす

垂仁天皇殉死を止めたまふ

仁德天皇三年の開課役を免じたまふ

顯宗天皇赦宥を行ひたまふ

欽明天皇老を敬ひ少を慈みたまふ

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣榮トシ、朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス、（下略）

二六　日本書紀　垂仁天皇　二十八年十月丙寅朔庚午(五日)、天皇母弟倭彦命薨、十一月丙申朔丁酉(二日)、葬倭彦命于身狹桃花鳥坂、於是集近習者、悉生而埋立於陵域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛臭之、犬烏聚噉焉、天皇聞此泣吟之聲、心有悲傷、詔羣卿曰、夫以生所愛令殉亡者、是甚傷矣、其雖古風之、非良何從、自今以後、議之止殉、

日本書紀　仁德天皇　四年三月己酉(二十一日)、詔曰、自今之後、至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之、鵠衣鞋履、不弊盡不更爲也、溫飯煖羹、不酸餲不易也、削心約志、以從事乎無爲、是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣被、星辰漏壞而露牀蓐、是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁、

○此の外、租調庸及び雜徭等を免除する例は之を略す、

日本書紀　顯宗天皇　元年正月、（中略）是月、立皇后難波小野王、赦天下、

○此の外、赦宥の例は之を略す、

日本書紀　欽明天皇　十九年十月、（中略）山田皇后怖謝曰、（中略）今皇子者、敬老慈少、

賑給を行ひたまふ

孝德天皇殉死を禁斷したまふ

大赦を行ひたまふ

文武天皇田租雜徭等を免じ老人を賑恤したまふ

孝順の者を旌表したまふ

禮下賢者、

（欽明天皇）二十八年、郡國大水、飢、或人相食、轉傍郡穀以相救、

○此の外、賑給の例は之を略す、

日本書紀　二十五孝德天皇　大化二年三月甲申(二十二日)詔曰、（中略）凡人死亡之時、若經自殉、或絞人殉、及强殉亡人之馬、或爲亡人藏寶於墓、或爲亡人斷髮刺股而誄、如此舊俗一皆悉斷、（註略）縱有違詔犯所禁者、必罪其族、

白雉元年二月庚午朔戊寅(九日)、穴戸國司草壁連醜經獻白雉、（中略）甲申(十五日)、（中略）詔曰、四方諸國郡等、由天委付之故、朕總臨而御宇、今我親神祖之所知、穴戸國中、有此嘉瑞、所以大赦天下、改元白雉、

續日本紀　一文武天皇　八月甲子朔(持統天皇十一年)(文武天皇)受禪卽位、庚辰(十七日)、詔曰、現御神止大八島國所知天皇大命良麻止詔大命乎、集侍皇子等、王臣、百官人等、天下公民諸聞食止詔、（中略）仍免今年田租雜徭井庸之半、又始自今年三箇年、不收大稅之利、高年老人加恤焉、又親王已下百官人等賜物有差、令諸國每年放生、

續日本紀　二文武天皇　大寶二年十月乙卯(二十一日)詔、上自曾祖下至玄孫、奕世孝順者、擧戸給

元明天皇巡察使を發遣したまふ

貞婦に封戸又は姓を賜ふ

孝子節婦を旌表したまふ

復、表旌門閭、以爲義家焉、

續日本紀　五　元明天皇　和銅五年五月乙酉(十七日)、詔諸司主典以上、幷諸國朝集使等曰、(中略)自今以後、每年遣巡察使、檢挍國內豐儉得失、宜使者至日、意存公平、直告莫隱、若有經問發覺者、科斷如前、凡國司、每年實錄官人等功過行能幷景迹、皆附考狀申送式部省、省宜勘會巡察所見、　九月己巳(三日)、詔曰、故左大臣正二位多治比眞人島之妻家原晉那、贈右大臣從二位大伴宿禰御行之妻紀朝臣音那、並以夫存之日、相勸爲國之道、夫亡之後、固守同墳之意、朕思彼貞節、感歎之深、宜此二人各賜邑五十戶、其家原晉那、加賜連姓、

續日本紀　六　元明天皇　和銅七年十一月戊子(四日)、大倭國添下郡人倭忌寸果安、添上郡人奈良許知麻呂、有智郡女日比信紗、並終身勿事、旌孝養也、果安孝養父母、友于兄弟、若有人病飢、自資私粮、巡加看養、登美箭田二鄉百姓、咸感恩義、敬受(愛イ)如親、麻呂立性孝順、與人無怨、嘗被後母讒、不得入父家、絕無怨色、孝養彌篤、信紗、氏直果安妻也、事舅姑以孝聞、夫亡之後、積年守志、自提孩稚幷妾子惣八人、撫養無別、事舅姑、自竭婦禮、爲鄉里之所歎也、

續日本紀　七　元正天皇　養老元年十一月癸丑(十七日)、天皇臨軒、詔曰、朕以今年九月、到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當耆郡多度山美泉、(中略)美泉、卽合大瑞、朕雖庸虛、何違天貺、可大赦天下、改靈龜三年爲養老元年、天下老人年八十已上授位一階、若至五位、不在授限、百歲已上者、賜絁三疋、綿三屯、布四端、粟二石、九十已上者、絁二疋、綿二屯、布三端、粟一石五斗、八十已上者、絁一疋、綿一屯、布二端、粟一石、僧尼亦准此例、孝子順孫、義夫節婦、表其門閭、終身勿事、鰥寡惸獨疾病之徒、不能自存者、量加賑恤、仍令長官親自慰問、加給湯藥、亡命山澤、藏禁兵器、百日不首、復罪如初、

元正天皇耆老を敬ひ鰥寡惸獨を賑恤したまふ

官奴の至孝を賞して良民と爲したまふ

聖武天皇高年の徒に賑給したまふ

續日本紀　八　元正天皇　養老四年六月己酉(二十八日)、漆部司令史從八位上丈部路忌寸石勝、直丁秦犬麻呂坐盜司漆、並斷流罪、於是石勝男祖父麻呂年十二、安頭麻呂年九、乙麻呂七、同言曰、父石勝爲養己等、盜用司漆、緣其所犯、配沒遠方、祖父麻呂等爲慰父情冒死上陳、請兄弟三人沒爲官奴、贖父犯罪、欲存骨肉、理在矜愍、宜依所請爲官奴、卽免父石勝罪、但犬麻呂依刑部斷、發配處、　七月壬申(二十二日)、免祖父麻呂、安頭麻呂等從良焉、

續日本紀　十一　聖武天皇　天平四年七月丙午(五日)、詔曰、從春亢旱、至夏不雨、百川減水、五穀稍凋、實以朕之不德所致也、百姓何罪、燋萎之甚矣、(中略)高年之徒、及鰥寡惸獨不能自存者、仍加賑給、其可赦天下、自天平四年七月五日昧爽已前、流罪已下、繫囚見徒、咸從原免、其八

問民苦使を發遣したまふ

天下に大赦し高年篤疾等の者を賑恤したまふ

疫旱に依り賑給を行ひたまふ

虐劫賊、官人枉法受財、監臨主守自盜、盜所監臨、强盜、竊盜、故殺人、私鑄錢、常赦所不免者、不在此例、如以贓入死、降一等、竊盜一度計贓三端以下者入赦限、

六年四月壬子(二十一日)、遣使於京及畿內、問百姓所疾苦、詔曰、比日天地之灾、有異於常、思朕撫育之化、於汝百姓有所闕失歟、今故發遣使者問其疾苦、宜知朕意焉、

續日本紀

十二　聖武天皇　天平七年五月戊寅(二十三日)、勅、朕以寡德、臨馭萬姓、自暗治機、未剋寧濟、廼者災異頻興、咎徵仍見、戰戰兢兢、責在予矣、思緩死愍窮、以存寬恤、可大赦天下、自天平七年五月二十日昧爽已前、大辟罪已下、咸赦除之、其犯八虐、故殺人、謀殺殺訖、監臨主守自盜、盜所監臨、强盜、竊盜、及常赦所不免、並不在赦限、但私鑄錢人、罪入死者降一等、其京及畿內二監、高年、鰥寡惸獨、篤疾等、不能自存者、量加賑恤、百歲已上穀一石、八十已上穀六斗、自餘穀四斗、諸國所貢力婦、自今以後、准仕丁例、免其房徭、幷給田二町、以充養物、

九年五月壬辰(十九日)、詔曰、四月以來、疫旱並行、田苗燋萎、由是祈禱山川、奠祭神祇、未得効驗、至今猶苦、朕以不德、實至茲災、思布寬仁、以救民患、(中略)高年之徒、鰥寡惸獨、及京內僧尼、男女、臥疾不能自存者、量加賑給、

延喜式

三十六　裏文書　公爵九條道秀氏所藏

賑給の人數

太政官符民部省

合應賑給九千七百三人、男四千百十二人、女五千五百九十一人、

百歲一人女　九十歲已上十五人、男五人、女十人、

八十歲已上四百八十八人、男二百卌八人、女二百卌人、

鰥八百五十三人、年六十已上、　寡三千五十八人年五十已上、

孤二千七百八十一人、年十六已下男一千六百卌四人、年十六已下女一千百卌七人

獨一千五百七人、年五十已上男八百七人、年五十已上女七百人、

窮乏八百人

男四百五十人、七十歲已上六十三人、六十歲已上八十九人、五十歲已上五十四人、卌歲已上百卌五人、卌歲已上六十三人、廿歲已上卌六人、

女三百五十人、七十歲已上六十四人、六十歲已上百三人、五十歲已上七十五人、卌歲已上五十一人、卌歲已上廿八人、廿歲已上廿九人、

疹疾二百人、年七十已下廿已上男百五十人、(衍カ)年七十已下廿已上女九十五人、

惣應給穀三千二百八十斛七斗、百歲三石、九十歲二石、八十歲一石、鰥寡孤獨窮乏及疾稱之徒、不能自存七百人各三斗、

右左京職所申

桓武天皇大赦を行ひ正税未納調庸未進を免除したまふ

太政官符民部省

合應賑給九千冊二人、男三千冊一人、女六千一人、

百歳一人、女　九十歳已上八十九人、男卅九人、女五十人、

□□□□□（八十歳已上カ）四百八十二人、男百六十一人、女三百廿一人、

鰥九百六十五人、年六十已上、寡一千百七人、年五十已上、

孤二千九十八人、年十六已下男八百十八人、年十六已下女一千二百八十人、

續日本紀　四十　桓武天皇　延暦九年閏三月壬午（十六日）、詔曰、朕以寡德、臨馭寰區、國哀相尋、災變未息、轉禍爲福、德政居先、思布仁恩、用致安穩、宜可大赦天下、自延暦九年閏三月十六日昧爽以前、大辟已下、罪無輕重、已發露、未發露、已結正、未結正、繫囚見徒、私鑄錢、八虐强竊二盜、常赦所不免者、咸皆赦除、其延暦三年以往、天下百姓所負正税未納言上、及調庸未進者、咸免除之、縱未言上、無由徵納者、亦免之、神寺之稻、宜准此例焉、

日本後紀　八　桓武天皇　延暦十八年六月丙申（二十三日）、是日詔曰、朕祗纂丕業、撫臨黎元、尅己勤躬、不遑寧處、思欲輯熙四海、期之刑措、弘濟百姓、致之壽域、而近巡京中、過堀川處、鉗鑠囚徒、暴體苦作、興言於茲、愀然于懷、雖生民之愚、自招罪惡、而爲彼父母、寧不哀愍、其在役見徒、及

問民苦使を發遣したまふ

平城天皇觀察使を置きたまふ

嵯峨天皇國司をして惸獨田を耕種せしめたまふ

般若心經を親寫して疾疫を祈禳したまふ

淳和天皇節婦に位を賜ひ田租を免じたまふ

天下見禁囚等、罪無輕重、並宜赦除、令得自新、但私鑄錢、謀殺故殺及被問民苦使推訪、諸國郡官吏百姓等、不在赦限、其謀殺故殺配役者、停役配流、普告遐邇、令知朕意、

日本後紀　十四　平城天皇　大同元年五月丁亥（二十四日）、始置六道觀察使、

日本紀略　平城天皇　大同二年四月癸酉（十六日）、詔、云々、罷參議號、獨置觀察使、

日本後紀　二十二　嵯峨天皇　弘仁三年八月癸丑（二十八日）、勅、在攝津國惸獨田一百五十町、宜令國司耕種、所獲苗子、每年申官、待被處分、然後用之、惸獨田者、故大僧正行基法師爲矜孤獨所置也、

般若心經祕鍵

（奥書）于時弘仁九年春、天下大疫、爰帝皇（嵯峨）自染黃金於筆端、握紺紙於爪掌、奉書寫般若心經一卷、予範講讀之撰、綴經旨之宗、未吐結願詞、蘇生族于途、夜變而日光赫赫、是非愚身戒德、金輪御信力所爲也、但詣神舍輩、奉誦此秘鍵、昔予陪鷲峰說法之莚、親聞是深文、豈不達其義而已、

入唐沙門空海上表

類聚國史　五十四　人部　節婦　天長五年三月甲申（二十九日）、筑前國人難波郡安良賣、叙位二階、免戶田租、安良賣、父母共沒、常拜塚塋、朝夕盡哀、又年十有六、嫁宗像郡大領外正七位上宗形朝

仁明天皇節婦の田租を免じ門閭を旌表したまふ

窮者に賑給し獄囚を免じたまふ

醍醐天皇寒夜に御衣を脱ぎて民の困苦を忍びたまふ

臣秋足、秋足死于今十五年、遠近聘之、誓死終志、本之名教、孝節可嘉、

續日本後紀　十四　仁明天皇　承和十一年五月丙申(十四日)、甲斐國言、山梨郡人伴直富成女、年十五、嫁鄕人三枝直平麻呂、生一男一女、而承和四年、平麻呂死去也、厥後守節不改、年已四十四、而攀號不止、恒事齋食、敬於靈床、宛如存日、量彼操履、堪爲節婦者、勅、宜終身免其戶田租、卽標門閭以旌節行、

續日本後紀　十九　仁明天皇　嘉祥二年閏十二月己未(十日)、乘輿巡省京城、以錢米賑給窮者、比至囚獄司前、天皇問曰、是爲誰家、右大臣藤原良房朝臣奏言、囚獄司、於是殊降恩詔、皆免獄中罪人、群臣欣悅、俱呼萬歲、

大鏡　八　八幡臨時祭始事　同じきみ(みかどイ)と申せど、その御時に生れあひて候けるは、あやしのたみのかまどまで、やむことなくこそ、大に寒きころほひ、いみじう雪ふりさえたる夜は諸國の民百姓いかにさむからんとて、御衣をこそよるのおとゞよりなげいだしおはしましければ、をのれらまでも、めぐみあはれびられたてまつりて侍身とをもだたしうこそは、さればそのよに見給へしことは、なをすへまでもいみじきことゝおぼえ侍ぞ、(中略)おほかた延喜帝、つねにえみてぞおはしましける、そのゆへは、まめだち

一條天皇寒夜に御衣を脱ぎて民の寒苦を察したまふ

白河天皇神領以外の漁獵を禁じたまふ

たる人には物いひにくし、打とけたるけしきにつきてなん人はものはいひよきされば大小事きかんがためなりとぞ仰せ事ありける、

古事談　一　王道后宮　知足院殿(藤原忠實)仰云、帝王ハ以慈悲心可治國也、上東門院ノ被仰ケルトテ、故殿大殿(藤原師實)、令語給シハ、先一條院ハ、寒夜ニハワザト御直衣ヲ推脫テ御座シケレバ、女院(上東門院)、ナドカクテハト令申給ケレバ、國土ノ人民サムカラムニ、吾バカリカクアタヽカニテ寢タル、不便ナレバトゾ被仰ケル、此事或說延喜仰云々、如何

續世繼　二　すべらぎの中釣りせぬうら〳〵　此の(白河天皇)御時ぞ、昔のあとをおこさせ給事はおほく侍し、(中略)又生きとし生けるものゝ命をすくはせ給ひて、かくれさせ給までおはしましき、皐月のさやまに、ともしする賤のおもなく、秋の夕ぐれ、浦に釣するあまもたえにき、をのづからあみなど持たるあまの笘屋もあれば、とり出だしてたくなはの殘るもなくけぶりとなりぬ、もたる主はいひしらぬめどもみて、罪をかぶる事かずなし、神のみくりやばかりぞゆるされて、かたのやうに備へて、その外は殿上のだいばんなども、六齋にかはる事なかりけり、

古今著聞集　八　孝行恩愛十　白河院御時、天下殺生禁斷せられければ、國土に魚鳥

老母の爲に小魚を捕れる僧侶の罪を免じたまふ

の類たえにけり、其比まづしかりける僧の、年老たる母をもちたる有けり、其母魚なければ物をくはざりけり、たま〳〵求めえたるくひ物もくはずして、やゝ日數ふるまゝに、老の力いよ〳〵よはりて、今はたのむかたなく見えたり、僧かなしみの心ふかくして、たづね求むれども得がたし、思ひあまりて、つや〳〵魚とるすべもしらねども、みづから川の邊にのぞみて、衣に玉だすきして、魚をうかゞひて、はえといふちいさき魚を一つ二つとりてもちたりけり、禁制おもきころなりければ、官人見あひてからめとりて、院の御所へゐて參りぬ、先子細をとはる、殺生禁制世にかくれなし、いかでかその由をしらざらん、いはんや法師のかたちとして、その衣をきながら、この犯をなす事、一かたふらぬ科のがるゝ所ふしと仰含めらるゝに、僧涙を流して申やう天下にこの制重き事みな承る所也、たとひ制なく共、法師の身にてこのふるまひ更に有べきにあらず、但し我年老たる母をもてり、只われ一人の外たのめる者なし、よはひたけ、身おとろへて、朝夕の喰たやすからず、我又家まづしく財もたねば、心のごとくにやしなふに力たへず中にも魚ふければ物をくはず、此ごろ天下の制によりて、魚鳥の類いよ〳〵得がたきによりて、身力すでによはりたり、是をたすけん爲に、心のをき所なくて、魚とる術

高倉天皇少女の遭難を憐みたまふ

もしらざれ共、思ひのあまりに川のはたにのぞめり、罪におこなはれん事、案のうちに侍り、但し此とるところの魚、今はなつともいきがたし、身のいとまをゆりがたくば、この魚を母のもとへつかはして、今一度あざやかなる味をすゝめて、心やすくうけ給をきゝて、いかにもまかりならんと申に、是をきく人〳〵涙を流さずといふ事なし、院聞しめして、孝養の心ざしあさからぬをあはれび感ぜさせ給て、さま〴〵の物共を馬くるまにつみて給はせてゆるされにけり、とぼしき事あらば、必かさねて申べきよしをぞ仰られけるとなり、

平家物語　六　紅葉　安元の比ほひ、御方違の行幸の有しに、さらでだに、雞人曉唱聲、明王眠を驚す程にも成しかば、いつも御寢覺がちにて、つやつや御寢もならざりけり、いはんやさゆる霜夜のはげしきには、延喜の聖代、國土の民どもがいかに寒かるらんとて、夜るのおとゞにして、御衣を脫せ給ひける事などまでもおぼしめし出て、吾帝德の至らぬ事をぞ御歎きありける、（中略）良深更に及んで、ほどとほく人の叫ぶ聲しけり、供奉の人々はきゝも付られず、（高倉天皇）主上はきこしめして、只今叫ぶは何者ぞ、あれ見て參れと仰せければ、うへぶしたる殿上人、上日の者に仰つれば、ある辻にあやしの女の童

の、ながもちの盖をさげたるが泣にてぞ有ける、いかにととへば、主の女房、院の御所にさぶらはせ給ふが、此程やうやうにして、したてられたりつるきぬをもつて參る程に、只今男の二三人まうできて奪ひ取つてまかりぬるぞや、今は御裝束があらばこそ御所にもさぶらはせたまはめ、又はかばかしう立宿らせ給ふべき親き御方も在まさず、是を思ひつゞくるに泣なりとぞいひける、さて彼女の童を具してまゐり、このよし奏聞したりければ、主上聞し召して、あな無慙、何者のしわざにてか有らんとて、龍顏より御淚を流させ給ふぞ忝き、（中略）さるにても取られつらん衣は何色ぞと仰せければ、しかじかの色と奏す、建禮門院、その時はいまだ中宮にてわたらせ給ふ時なり、其の御方へさやうの色したる御衣や候と御尋ね有ければ、先のよりはるかに色うつくしきが參りたるを、件の女の童にぞ給はせける、いまだ夜深し、又さるめにもぞ逢とて、上日の者をあまた付て、主の女ばうの局迄送らせましましけるぞかたじけなき、

吾妻鏡　八　文治四年四月十二日戊寅、（後白河法皇）院宣等到來、或自是被申勅答、或始被仰下條々事也、（中略）

院宣云、（中略）

近曾天變地妖連々有奏聞、是則人愁重疊之故歟、妖不勝德、不可如德政、謂德政者、以散人愁可爲先也、存此旨、殊令致沙汰給者、四海靜謐、萬民歸仁歟者、院宣如此、仍執達如件、

三月廿八日　　大宰權帥藤經房奉

謹上　源二位殿

後白河法皇德政を行ひたまふ

增鏡　十二　老のなみ　そのころ蒙古おこるとかやいひて、世の中さはぎたちぬ、色々さまざまにおそろしうきこゆれば、（後深草）本院、（亀山）新院はあづまへ御下あるべし、（後宇多）内、（伏見）春宮は京にわたらせ給て、東の武士どものぼりさぶらふべしなどさたありて、山々寺々御祈かずしらず、伊勢の勅使に經任大納言まいる、新院も八幡へ御幸なりて、西大寺の長老（思圓）めされて、眞讀の大般若供養せらる、太神宮へ御願に、我御代にしもかゝるみだれ出きて、まことに此日本のそこなはるべくば、御命をめすべきよし御てづからかゝせ給ひけるを、大宮院（姞子）いとあさましき御事なりと、なをいさめ聞えさせ給ぞことはりにあはれなる、

花園院天皇宸記　正和二年五月廿九日戊午、物忌、天陰雨降、近日霖雨過法、定洪水歟、爲歎々々、凡天下不靜、歎入々々、

龜山上皇玉體を以て國難に代らんと祈りたまふ

花園天皇民に代りて命を弃てんと祈りたまふ

後醍醐天皇五條河原に非人小屋を建てたまふ

後光嚴院宸筆心經を供養して疾疫を祈禳したまふ

卅日己未、天晴、（中略）入夜雨降、近日霖雨及數日、梅霖過法、尤歎入、

六月三日壬戌、今日物忌、天猶陰雨不休之間、作絶句詩、聊申內侍所、其趣、假令代民可弃我命之故也、卽雨脚休、又暫雨灑、卽晴、夕陽影新、其後天猶雖陰、雨脚止了、神威新者歟、非詩之珍重、依心之清潔歟、

齒長寺緣起

凡彼聖主者、摸延喜聖代、申後醍醐天王（皇）被行德政、有撫育之哀憐、止萬人愁吟、天下飢饉之時者、向官人上和市、拂餓死難、哀乞人、五條河原面建非人屋、除雨露煩、剩亦三度貢（供）御止、一度被成非人供、貴賤貴之、綿素喜之、或時於三條町、八歲小兒懸武家馬蹄倒臥小路涕泣蹉跎而云、荒先帝戀哉叫喚、彼幼童不知是非、不弁因果、只是神明所託、人惟之、此時分宮居隱岐國、惱神襟送兩回、（釋寂至德三年著）」

忠光卿記

進獻記錄抄纂四十二所收　康安元年□（六月一日）□□□（庚カ）戌辰、晴、（中略）入夜參內、今日供養經文數紙進入之、女房多被抑留、有其興、

六日乙酉、晴、宸筆心經今日被供養、可被納祇園社、可奉拜見之由、昨夕被仰下之間、潔齋早旦參內、頃之參御前、奉頂戴披見、紺紙金泥、表紙同色也、以金泥奉畫藥師三尊、銘金字、同宸翰帙、銅面黃如常、以銀泥懸堺、普通經ヨリハ、聊勢（マヽ）外短也、大覺寺心經、去月廿八日有御奉請同廿九日被書寫、字不分明之間、以弘法大師御筆御經、被遊入之、一字三禮云々、大覺寺心經、去一日被奉返納云々、新寫御經表紙遲引之間、今日被供養之、以兩箇聖跡、被染妙翰、字々點々有生靈乎、爭不達彼蒼乎、光濟僧正可奉供養云々、未一點、藏人式部丞藤原範定行御（奉脫カ）經令持小舍人紀重弘、向本坊、御布施蓮折枝、水精念珠被副下之、此間祇候御前者也、爲御使藏人兵部丞知廣祇候云々、祖父輕服中也、太不可然乎、宮寺不可有憚歟之由被思食了、云者申之、輕服者自身參社、猶雖無憚、當神事日忌之乎、何旣爲邂逅嚴重御願、被籠社壇御經也、輕服者觸手之條、爭不被憚哉、尤可被仰他人乎者、誠有其謂之由有沙汰、被遣範定了、予不祇候者、忽不可及此儀乎、可謂愚者之一得、抑去年已來大疫、先代未聞事也、五畿七道帝都郊野病死不斷絶、一町內同日夭亡輩、或四五人、或數人云々、旣一鄉一里不可勝計歟、諸國又如此云々、但公家武家可然人無此難、大略下賤黨也、弘仁大疫之時、嵯峨天皇憂民間死亡、令書心經、給、令高野大師供養之、病事忽休、道路夭死者皆以蘇生、心經祕鍵此時出來歟、今所被納大覺寺心經堂是也、正元疾疫、後嵯峨院模弘仁蹤跡、被染宸筆供養導師云々、正應疫癘、伏見院令書寫供養給、今度任三代佳例、被凝叡信、効驗可無疑、正應靑蓮院道玄准后被供養、然而弘仁濫觴、專可在東寺法流歟、仍就一長者光濟僧正被勤仕、宗之

後花園天皇心經を親寫して疫癘を祈禳したまふ

後柏原天皇心經を親寫して小瘡を祈禳したまふ

眉目何事如之哉、正元、正應被納祇園社壇云々、委細猶可尋記、

歷代皇紀　五後花園院　寬正二年辛巳、天下疫癘、萬民死滿道路、(後花園)主上令書寫一字三禮心經給供養、導師三寶院准后義賢僧正、

京都御所東山御文庫記錄　甲百十三

頃年小瘡流布、都鄙愁苦日久矣、
依之爲利蒼生、聊凝丹棘、書寫
般若之眞文、禱尒仁和之靈寺、
仰冀三寶知見、萬民安樂、乃至
法界平等利益、

大永五年十一月一日

山上分

延曆之靈寺

銘

般若心經　弘法大師筆者、只心經二字斗歟、

後奈良天皇心經を親寫して疾疫を祈禳したまふ

國土安穩萬民和樂を祈りたまふ

大覺寺文書

(朱端書)勅筆心經奧書寫　并目錄、寬深僧正手記以下貳通、

勅筆心經御奧書寫

頃者疾疫流行、民庶憂患、朕願不德、寡寐無聊、因追弘仁明時之遺塵、奉寫般若心經之妙典、
仰願天感丹誠之懇篤、國蘇蒼生之多難、乃至法界平等利益、

于時天文第三曆仲夏中旬候

後奈良天皇宸筆紺紙金泥般若心經　醍醐三寶院所藏

(奧書)今玆天下大疫、萬民多陷於死亡、朕爲民父母、德不能覆、甚自痛焉、竊寫般若心經一卷於
金字、使義堯僧正供養之、庶幾庶爲疾病之妙藥矣、

于時天文九年六月十七日

後奈良天皇宸筆紺紙金泥般若心經　淺間神社所藏

摩訶般若波羅蜜多心經

(奧書)甲斐國　國土安穩、萬民和樂、

諸國に心經を頒納したまふ

曼殊院文書

心經國々被遣內

河內傳奏　伊勢惟房卿　尾張二條准后　參河右府　遠江長淳卿

駿河宣治朝臣　陸奧尹豐卿　越前季遠卿　加賀白山長り　但馬右府

備前尹豐卿　出雲二條准后　周防光康卿　豐前資將卿　肥前光康卿

肥後光康卿　日向季遠卿　近江勸大入道　天文十四年二月廿一日（まては此分也）已上十八ヶ國、

信乃三條大　越後勸大入道　かいの國正二いん　伊豆正二いん　上野稱名院

下野勸大　安房國水本僧正申出

廿三（五カ）國申出也、各書也、

以一書令申候、能々被記可給候、此外不申候、

先年不慮之儀依有之、關東江下向候、其題目、其國江震筆之金（紺）紙金泥心經お可有奉納之由候、爲其勅使可罷下由候、路次雖相尋候、不自在之由候間、其間ニ上洛候、則御經返進（納）申候處、彼國一向御無案內之間、可被下仁體無之預利申、不罷下者、可傳遣之由、被仰出候ニ付、先預り申候御經之奧仁（安）阿房國と被遊候、諸國御經大都（六十六ヶ國嶋國迄納候）と御奉納候、以此次其國之領主御禮被申候樣躰者、其所之機根次第候、下向難成候者、可然仁體被上渡申度候、爲其態此仁召下候、能々有分別而御報可承候、恐々謹言、

五月　前法務權僧正源雅判

寶殊院（珠カ）

正親町天皇心經を親寫して騷擾を祈禳したまふ

後水尾法皇江村專齋の百歲の賀に鳩杖を賜ふ

大覺寺文書

今玆辛酉革命、當不未決之、元號仗議無行矣、頗違先代芳躅、朕耻之（正親町天皇）時也、四國起亂、萬民罹憂、因爲攘災與樂、彫金泥書心經、飾玉軸納經藏、偏祈佛神、普施遐邇而已、

永祿四年九月日

老人雜話　序

爰ニ我祖父倚松庵（江村專齋）先生ハ、永祿八年乙丑ニ生レ、寬文四年甲辰季夏下六日ニ沒ス、壽已ニ百歲ニ滿リ、其始加藤肥州（淸正）ニ仕ヘ、其後森作州ニ遊事ス、醫術ヲ以テ京師ニ居セリ、誠ニ奇代ノ長壽ナリトテ、後水尾上皇勅シテ御杖ヲ賜フトナリ、其時ノ和歌、幷ニ辭世ノ歌、子孫ニ傳フ、

先哲叢談後編　一

江村專齋、（中略）好詠和歌、兼精其說、（中略）寬文四年甲辰、齡

靈元法皇高壽の者を召して餐を賜ふ

甫一百歳、自詠和歌三首、其一曰、報望徒制珥、娜屢馬提鵜惠壽、狹武賀囉蒭、民撥愛類美譽野、味智貳比嘉列手、（中略）其藻播傳入叡覽、至七月勅許院參賜鳩杖一、黄金一、後又有扇紙等之賜焉、夫草莽之士、有至尊顧問、若斯實可謂儒林之榮也、〔東條琴臺文政十二年序〕

翁草　三十八　享保八癸卯年三月朔日、靈元法皇の御所より、高壽の人を召され、尙齒會に准られ御料理を被下、

御姉宮（光子内親王）普明院宮　御年九十
醍醐水本釋迦院大僧正有雅　九十
西洞院大納言時成　七十九
藤波正二位景忠　七十七
仙洞之女房大進　八十二
醫官法印浦野道英　七十八
針師法眼岸本壽賢　百廿歳
上北面松室仲觀　八十二
同松室洞然　七十九
樂人窪甲斐守　八十七
針師高谷玉泉　七十六

此時岸本壽賢、卽席の詩あり、

恭賦御苑松奉祝聖壽　法眼岸本惟明

御苑青松尾上遷、靈苗獻日遠差肩、凌雲蒼色同皇壽、相共千年又萬年、

右獻之、西洞院家、藤波家幷釋迦院僧正へは、松の墨繪に富士綿を添被下、地下の輩へは、同繪に白銀一枚宛添被下之、夫より壽賢は、式禮の日は、公武の御禮を勤め、鳩杖にすがりて、其體勞倦に見えたりき、〔神澤杜口安永五年自敍〕

孝子彌四郎傳稿　聽卓錄　井上周盤

予友三苫眞一うし、ひと日我もとまとふらひ來りて、けふハいとめつらかゑるつともちて來れりとて語り出られける、きのふ夜須の郡朝日の大むらをさ平山保成ま逢侍りしにいふ、この比近き砥上の里ゑる、中津屋のゝやのはふり大内田但馬守かうむり

仁孝天皇孝子の今様を歌ひたまふ

給むらんとて、八百重の海山をわたりて都に登り侍りしか、ほい叶ひて錦きて歸郷し、我に語りていふ、いともかしこけれと、我ひとりのみきゝてさてやみなんもあたらしけれは、申すにて侍る、都にとゝまり居し時、あるやことふき人の我にいふハ、そこハ筑前國夜須の郡に朝日といふむらは、其所の近きあたりにやあるととふ、答へけるやう、いかにも我ちかきあたりに朝日村ありといへは、其村に彌四郎てふ孝子ありときく、そハいつはかりの人にやきかましといふ、其彌四郎てふをのこハ、今もさむらふ、遠きつくしの果なるいやしき民なるを、いかなれは、いはせ給ふときこゆれハ、さよかし、とひ侍るもよしある事そかし、つゆもらすへき事にハ侍らねと、かけまくもかしこけれと、先帝（仁孝天皇）のいたつきにたれこもらせ給ひけるころ、應司の大（政通）とのゝなくさめ奉らんとて、もうのほり給ひ、御物語せさせ給ひけるか、いかてふつゝかなる琵琶の一手きかせ奉らハやと申させ給へは、いと興しさせたまひて、御ひは給はらせたまふ、大殿手をつくして數曲かなて給ふに、御門とみよ御いたつきわすれさせ給ひおや、をり〳〵御さにかくはへらせたまふ御琵琶はてけれは、御門、いてまろか今様きかせてんとて、やすの朝日の彌四郎ハ、親に孝行つくしけり、牛馬よむちをあてされハ、うけもちの田ハつくりとり、とあそはしけるを、大との申させ給ふ、いとめつらかなる御今様こそ承りてさふらへ、猶つはらに其ことのもとうけ玉ハらはや奏（と脱カ）しさせ給へハ、御門のたまふにハ、こはつくしのみちのくにふる國の、やすの郡の彌四郎てふ孝子のことを、其國のかみのつくれる今様ふりと聞つとのたまハす、大殿申させたまふ、明かなる君のてうさせ給ふ處ハ、千里の外を隔てす、あまさかるひな人の事まて御耳にとゝめさせ給ふハ、かたしけなき御事也と、御涙をつゝみかねてまかてさせ給ひきと申されしといふ、保成きゝて、かたしけなき事をうけ給ハるもの哉、彌四郎ハ我あつかり奉る御たからなるのみにあらす、我同しうからの內にて侍れは、かゝるかたしけなきをととめおくへきにあらすと、家よもかへらて彌四郎かりまかりて、かうかうといひきこえけるに、彌四郎つとたちて內に入りけるまゝ、いかにするやとうかゝひ見るに、父母の祠堂に入り、いませる人にものいふことく、つふつふとつけ終りて、さて出來りてそ、保成ふハかたしけなき由を申ける、彌四郎か親に孝しける事のなみならさりしハ、さきにかんのとのゝ御耳にきこへて、類あるましき御たまのふゆをかうむりしたにあるに、かけても思ひきや、志らぬ火のけふり雲の上まで

立のほり、萬乘の君ようたはれ奉らんとハと、かつかきかつよろこひて、保成語りきとふん、夫孝の重く厚きことハ、孝經に聖人のとかせ給へることく、百行のみかもとなれハ、これをよくする人の、よき名の世にきこゆるハ、めつらかかるることにあらねとも、つくしの果かるひな人の行ひの、天聽にあつかれるハ、天長のむかし、宗像の安良賣か位二級をたまはり、田租をゆるされしと、この彌四郎のみにこそ侍るへけれ、天長より弘化に至りて年をふること千餘年、千年の久しきに、其人ハ只ふたりのみある、たくひふきことにそあり侍る、およそ親もちたらん者、ちかき彌四郎をのりとして、天長の安良賣にさかのほりて、孝行をおこたることなからんのみ、

第三款　臣節

我が國開闢以來、君臣の分定まり、臣民は世々皇室に忠誠を致し、以て我が國體の美を成せり。

臣民の天皇に仕ふる道を稱するに、古來臣道の語あり。　聖德太子の憲法に「背私向公、是臣之道矣」とあり、元正天皇養老五年正月の詔に「至公無私、國士之常風、以忠事君、臣子之恒道焉」と宣りたまひしを始め、神皇正統記には「およそ王土にはらまれて、忠をいたし命をすつるは、人臣の道なり」と述べ、山鹿語類には「思君恩之重」を以て臣道とするなり」とあり、吉田松陰は坐獄日錄に「臣道いかにぞと問はゞ、天押日命のことだてに、海行けば水づく屍、山行けば草むす屍、大君のへにこそ死なめ、のどには死なじ、是なん臣道ならん」と云へり(一)。

臣道の眞髓は、忠君に在り。　忠君の思想の文獻に見えたるもの、古代に於いて既に少からず。　文武天皇元年八月の詔に「天皇朝庭敷賜行賜幣(賜幣カ)留國法乎、過犯事無久、明支淨支直支誠之心以而、御稱稱而緩怠事無久、務結而仕奉」と宣りたまひしを始め、古語に清き心、明き心、又は直き心と云へるは、多くは臣民の天皇に對する忠誠の心を意味せるものなり。　萬葉集には、大伴家持、丈部人麿、今奉部與曾布等

の天皇に事へ奉る意を詠じたる和歌見え、稱德天皇神護景雲三年十月の詔には「是東人波、常爾云久、額爾方箭波立止毛、背波箭方不立止云天、君乎一心乎以天護物曾」と見えたり。以て當時に於ける忠君の思想を窺ふに足るべし(二)。

至り、忠の觀念は廣く主從の關係に及び、一方には儒教の影響を受けて、其の觀念稍〻抽象化せらるゝ傾向を生ぜり。されど是等の變遷に拘らず、皇室に對する臣民の忠誠の念は、固より衰ふることなく、源賴朝の建久二年五月の書狀に「賴朝苟以忠貞奉公、繼家業守朝家」と述べ、源實朝の「山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心われあらめやも」と詠じ、菊池武時の子木野武茂の延元三年八月の起請文に「武茂弓箭の家ニ生て、朝家ニ仕ふる身たる間、天道に應て正直の理を以て家の名をあげ、朝恩に浴して身を立せんことは、三

實の御ゆるされをかうぶるべく候」とあるが如き、其の一端を知るに足るべし(三)。

江戸時代に至り、文教の興隆に伴ひ、君臣關係を論ずる者次第に多く、藤原惺窩、林羅山、山鹿素行、中江藤樹、伊藤仁齋、荻生徂來、貝原益軒、山崎闇齋、本居宣長、平田篤胤等相次いで忠義論を提唱せり(四)。斯くして一方には忠に對する理論的攻究の進むと共に、一方には天皇に對し奉る大義名分を說くもの亦漸く現れたり。竹內式部は奉公心得書に、皇祖の御子孫たる天皇に奉仕することを說きて「本心より二心なくうやまふを忠といへり、忠は己が心を盡すの名にして、如才なき本心をわざと共に盡す事なり」と述べ、水戸學派に至りては、大義名分を以て終始一貫し、殊に會澤正志齋の新論に「夫君臣之義、天地之大義也、父子之親、天下之至恩也、義之大者、與恩之至者、竝立天地之間、漸漬積累、浹洽人心、久遠而不變、此帝

王所以經緯天地、綱紀億兆之大資也」と說けるが如き、能く其の精神を闡明せりと謂ふべし。吉田松陰の士規七則に「人君養民、以續祖業、臣民忠君、以繼父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然」と云へるも亦同一の思想に外ならず。是等の諸說次第に高唱せられ、以て明治維新に於ける勤王精神の基礎を爲すに至れり(三)。

此の如き忠君の精神の言行に現れたるものに至りては、一々之を擧ぐるを得ずと雖も、神武天皇の東征に際し、諸臣の忠勤を勵みしを始めとして、藤原鎌足の政弊一掃に努め、和氣淸麿の僧道鏡の非望を抑へ、菅原道眞の一意奉公の誠を竭しゝが如き、何れも史上顯著なる事例なり(三)。武家執政の世に至りては、政權の推移と共に非違多かりしを遺憾とすれども、其の間皇室に對する忠勤の行動は失はるゝこと無く、就中北畠親房、楠木正成、新田義貞等の、不屈不撓の精神を以て王事に盡瘁し、三條西實隆、山科言繼等の、皇室式微の際に至誠を致しゝが如き、長く國史を飾るに足る(七)。織田豐臣二氏亦尊王を以て、政治の基本と爲し、或は皇居を造營し、或は御料を上り、以て忠君の實を擧げたり(八)。又當時大內氏、毛利氏、上杉氏等地方の武將の、或は皇室に金品を獻納し、或は公事に盡力せしが如き、亦皇室に奉仕する心情の發露に外ならず(九)。江戶時代中期以後、臣民の間に、勤王の言行漸く多く、國事に奔走する志士輩出し、諸藩亦奮起して、終に王政復古の偉業を成就するに至れり。

惟ふに、我が國は、常に皇室を中心として存立し、天皇は國家の安寧と臣民の福祉とを念としたまひ、臣民亦皇室を尊崇して忠勤を盡し、皇室と國家とは、一にして二ならず、皇室に忠なるは、卽ち國家を愛する所以にして、國家を愛するは、卽ち皇室に忠なる所以なり。

忠君と愛國とは、完全に相一致し、不分不離の關係に在り。是實に我が國に於いてのみ見るを得べき臣民の國家觀念にして、國體の精華亦茲に現るゝものと謂ふべし。

私に背き公に向くは是臣の道なり

忠淨は臣子の業を守りの貪濁は臣子の道を失ふ

忠を以て君に事ふるは臣子の恒道なり

一日本書紀　二十二推古天皇　十二年四月(三日)戊辰、皇太子親肇作憲法十七條、(中略)十五曰、背私向公、是臣之道矣、凡人有私必有恨、有憾必非同、非同則以私妨公、憾起則違制害法、故初章云、上下和諧、其亦是情歟、

續日本紀　四元明天皇　和銅元年七月乙巳(十五日)、(中略)召神祇官大副、太政官少辨、八省少輔以上、侍從、彈正弼以上、及武官職事五位、勅曰、汝王臣等、爲諸司本、由汝等効力、諸司人等須齊整朕聞、忠淨守臣子之業、遂受榮貴、貪濁失臣子之道、必被罪辱、是天地之恒理、君臣之明鏡、故汝等知此意、各守所職、勿有怠緩、能堪時務者、必擧而進、亂失官事者、必无隱諱、

續日本紀　八元正天皇　養老五年正月甲戌(二十七日)詔曰、至公無私、國士之常風、以忠事君、臣子之恒道焉、當須各勤所職、退食自公、康哉之歌不遠、隆平之基斯在、灾異消上、休徵叶下、宜文武庶僚、自今以去、若有風雨雷震之異、各存極言忠正之志、

孝子の門必ず忠臣あり臣子の道何ぞ異ならん

王土に孕まれて忠を致し命を棄つるは人臣の道なり

人倫の大綱は君臣を以て大と爲す

菅家文草　一詩一　仲春釋奠、聽講孝經、同賦資父事君、并序、

孝治之世、其猶鏡容乎、況亦資慈父以事聖君、君父之敬可同、孝子之門必有忠臣臣子之道何異、然則揚名之義、可請益於北闕之臣、刑國之儀、豈失問於南垓之子、願錄三綱之無爽、將叙五教之在寬云爾、謹序、

懷忠偏得意、至孝自成人、換白何輕死、含丹在顯親、王生猶有母、曾子豈非臣、若向公庭論應知兩取身、

神皇正統記　後醍醐天皇　おほよそ王土にはらまれて、忠をいたし命をすつるは、人臣の道ふり、かならず是を身の高名とおもふへきにあらす、しかれとも後の人をはけまし、其跡をあはれひて賞せらるゝは君の御政ふり下としてきほひあらそひ申へきにはあらぬにや、ましてさせる功なくして過分の望みをいたす事、みつからあやふむるはしふれと、前車の轍を見る事は、まことに有かたきからひふりけんかし、

山鹿語類　十三臣道一　臣體　詳上下之分

師曾曰、人倫之大綱、以君臣爲大、君臣上下の差別する處、聊力を以てするにあらず天地自然の儀則也、(中略)天命をはかり、德義を考へ、不得已の所を了簡して、其分に安んず

君恩の重きを思ふを以て臣道とす

る處、是臣道の所大也、人臣種々の惡事あるは、分を不安の處より相起れるあり、（中略）

思君恩之重

師曰、（中略）臣其思ふべき所にをいて薄きを以て、其勤むべき所をとりちがへて不知實、或は奉公を苦にいたし、或は恪勤して居ながら放心するに至るなり、故に思君恩之重を以て臣道とするなり、

臣道は天押日命の辭立を以て本と爲す

坐獄日錄　吾幼にして漢籍にのみ浸淫して、尊き皇國の事には甚だ疎ければ、事事に恥思ふも多けれど、試に思ふ所と見聞する所とを擧て、自ら省み、且は同志の人々へも示すなり、抑皇統綿々千萬世に傳りて變易なきこと、偶然に非ずして、卽ち皇道の基本亦爰にあるなり、蓋し天照皇太神の神器を天孫瓊々杵尊に傳へ玉へるや、寶祚之隆、與天壤無窮の御誓あり、されば漢土天竺の臣道は吾知らず、皇國に於ては寶祚素より無窮なれば、臣道も亦無窮なること、深く思を留むべし、更に又、祈年祭の祝詞に謂へる、狹國は廣く、峻國は平く、島の八十島墜事無く、又遠國は八十綱打掛て引寄如事などいふこと徒に考ふべからず、臣道いかにぞと問はゞ、天押日命のことだてに、海行ば水づく屍、山行ば草むす屍、大君のへにこそ死なめ、のどには死なじ、是なん臣道ならん、（吉田）

（松陰安政六年癸）

易經　坤　文言　陰雖有美、含之以從王事、弗敢成也、地道也、妻道也、臣道也、地道无成、而代有終也、

管子　一乘馬五　無爲者帝、爲而無以爲者王、爲而不貴者覇、不自以爲所貴則君道也、

孟子　四離婁章句上　孟子曰、規矩方員之至也、聖人人倫之至也、欲爲君盡君道、欲爲臣盡臣道、二者皆法堯舜而已矣、

荀子　十九大略篇二十七　天之生民、非爲君也、天之立君、以爲民也、故古者列地建國、非以貴諸侯而已、列官職、差爵祿、非以尊大夫而已、主道知人、臣道知事、故舜之治天下、不以事詔而萬物成、農精於田、而不可以爲田師、工賈亦然、以賢易不肖、不待卜而後知吉、以治伐亂、不待戰而後知克、

淮南子　九主術訓　主道員者、運轉而無端、化育如神、虛無因循、常後而不先者也、臣道方者、運轉而無方、論是而處當、爲事先倡、守職分明、以立成功者也、是故君臣異道則治、同道則亂、各得其宜、處得其當、則上下有以相使也、

明き淨き直き誠の心を以て仕へ奉る

呂氏春秋　十七　審分覽五　任數　古之王者、其所爲少、其所因多、因者君術也、爲者臣道也、爲則擾矣、因則靜矣、因冬爲寒、因夏爲暑、君奚事哉、故曰、君道無知無爲、而賢於有知有爲、則得之矣、

二　續日本紀　一　文武天皇　元年八月庚辰（十七日）、詔曰、現御神止大八島國所知天皇大命良麻止詔大命乎、集侍皇子等、王等、百官人等、天下公民諸聞食止詔、高天原爾事始而、遠天皇祖御世中今至麻氏爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾、大八島國將知次止、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨、聞看來此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八島國所知倭根子天皇命授賜比負賜布貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐氐、此乃食國天下乎、調賜比平賜比、天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止奈母、隨神所思行佐久止詔天皇大命乎、諸聞食止詔、是以百官人等、四方食國乎治奉止、任賜幣留國國宰等爾至麻氏爾、天皇朝庭敷賜行賜幣留國法乎、過犯事無久、明支淨支直支誠之心以而、御稱稱（彌聲聲カ）而緩怠事無久、務結而仕奉止詔大命乎、諸聞食止詔、故如此之狀乎聞食悟而、款將仕奉人者、其仕奉禮良牟狀隨、品品讃賜上賜、治將賜物曾止詔天皇大命乎、諸聞食止詔、

續日本紀　二十　孝謙天皇　天平寶字元年六月甲辰（二十八日）、（中略）至是從四位上山背王復告、橘

明き淸き心を以て皇朝を助け仕へ奉る

貞しく明く淨き心を以て朝廷を護り奉る

大伴家持の忠誠の歌

奈良麻呂備兵器、謀圍田村宮、正四位下大伴宿禰古麻呂亦知其情、七月戊申（二日）、（中略）皇太后詔曰、（中略）又大伴佐伯宿禰等波、自遠天皇御世、內乃兵止爲而仕奉來、又大伴宿禰等波、吾族爾母在、諸同心爾爲而、皇朝乎助仕奉牟時爾、如是醜事者聞曳自、汝多知乃不能爾依弖志、如是在良志、諸以明淸心、皇朝乎助仕奉禮止宣、

續日本紀　二十六　稱德天皇　天平神護元年正月己亥（七日）、（中略）詔曰、天皇何大御命良麻止勅大御命乎、衆聞食止勅、仕奉人等中爾、其仕奉隨狀、治給人毛在、又御軍爾仕奉禮留爾依弖治給人毛在、然此多比賜位冠方、常與利方異仁在、可久賜故方、平伎時仁奉侍己止方、誰人可不奉侍在牟、如此久宇治方夜伎時仁、身命乎不惜之天、貞久明久淨心乎以天、朝庭乎護奉侍流人等乎己曾方、治賜比哀賜倍伎物爾在止奈毛念、故是以、今由久前仁毛緩怠事無之天、諸能劣家牟人等乎毛教伊佐奈比進、常與利毛益須益須勤結理奉侍止之天奈毛、冠位上給治給久止宣御命乎、諸聞食止宣、

萬葉集　十八　賀陸奧國出金詔書歌一首幷短歌

葦原能、美豆保國乎、安麻久太利、之良志賣之家流、須賣呂伎能、神乃美許等能、御代可佐禰、天乃日嗣等、之良志久流、伎美能御代御代、（中略）御食國波、左可延牟物能等、可牟奈我良、於毛保之賣之弖、毛能乃布能、八十伴雄乎、麻都呂倍乃、牟氣乃麻爾麻爾、老人毛、女童兒毛、

之我願、心太良比爾、撫賜治賜婆、許己乎之母、安夜爾多敷刀美、宇禮之家久、伊余與於母比弖、大伴能遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知弖、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敞爾許曾死米、可弊里見波、勢自等許等太弖、丈夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敞欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敞流、於夜能子等毛曾、大伴等、佐伯氏者、人祖乃立流辭立、人子者、祖名不絶、大君爾、麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等能都可佐曾梓弓、手爾等里母知弖、劍大刀、許之爾等里波伎、安佐麻毛利、由布能麻毛利爾大王能、三門乃麻毛利、和禮乎於吉弖、且比等波安良自等、伊夜多弖、於毛比之麻左流、大皇乃、御言能左吉乃、一云聞乎、者貴美、

一云、貴久之安禮婆、

反歌三首

丈夫能、許己呂於毛保由於保伎美能、美許登能佐吉乎、一云聞者多布刀美、

一云、貴久之安禮婆、

大伴能、等保追可牟於夜能、於久都奇波之流、久之米多底、比等能之流倍久、

須賣呂伎能、御代佐可延牟等、阿頭麻奈流、美知能久夜麻爾、金花佐久、

天平感寶元年五月十二日、於越中國守館大伴宿禰家持作之、

萬葉集　十九　挽歌一首　并短歌

天地之、初時從、宇都曾美能、八十伴男者、大王爾、麻都呂布物跡、定有官爾之在者、天皇之命恐、夷放國乎治等、足日木、山河阻風雲爾、言者雖通、正不遇、日之累者、思戀氣衝居爾、玉桙之、道來人之、傳言爾、吾爾語良久、波之伎餘之、君者比來、宇良佐備氐、喚息伊麻須、世間之、厭家口都良家苦、開花毛、時爾宇都呂布、宇都勢美毛、無常阿里家利、足千根之、御母之命、何如可毛、時之波將有乎、眞鏡、見禮杼母不飽、珠緒之、惜盛爾、立霧之、失去如、置露之、消去之如、玉藻成、靡許伊臥、逝水之、留不得、常杜言哉、人之云都流、逆言乎、人之告都流、梓弓、爪夜音之、遠音爾毛、聞者悲、彌庭、多豆水、流涕留、可禰都母、

反歌二首

遠音毛、君之痛念、跡聞都禮婆、哭耳所泣、相念吾者、

世間之、無常事者、知良牟乎、情盡莫、丈夫爾之氏、

右、大伴宿禰家持、弔聘南右大臣家藤原二郎之喪慈母患也、

萬葉集　二十　（天平勝寶七歳乙未）二月六日、防人部領使遠江國史生坂本朝臣人上進歌數十八首、但有

拙劣歌十一首不取載之、

於保吉美能、美許等可之古美、伊蘇爾布理、宇乃波良和多流、知知波波乎於伎弖、

今奉部與曾布の忠誠の歌

右一首、助丁丈部造人麻呂、

（天平寶字七歲乙未）二月十四日、常陸國部領防人使大目正七位上息長眞人國島進歌數十七首、但拙劣

歌者不取載之、

笠金村の忠誠の歌

祁布與利波、可敞里見奈久弖、意富伎美乃、之許乃美多弖等、伊涅多都和例波、

右一首、火長今奉部與曾布、

萬葉集　三　雜歌　和歌一首

物部乃、臣之壯士者、大王、任乃隨意、聞跡云物曾、

右作者未審、但笠朝臣金村之歌中出也、

續日本紀　三十　稱德天皇　神護景雲三年十月乙未朔、詔曰、天皇我御命良麻止詔久、掛毛久

長岐新城乃大宮爾、天下治給之中都天皇能、臣等乎召天、後乃御命仁勅之久、汝等乎召都留事

方、朝庭爾奉侍良牟止、教詔曾、召都留、於太比爾侍弖、諸聞食、貞久明爾淨伎心乎以天、朕子天

皇仁、奉侍利護助禮麻都、繼天方是太子乎助奉侍禮、朕我教給布御命爾不順之天、王等波已我得

麻呂岐之帝乃尊岐寶位乎望求米、人乎伊射奈比、惡久穢心乎以天、逆爾在謀乎起、臣等方已我

比伎婢企、是爾託彼爾依都、頑爾無禮伎心乎念弖、横乃謀乎構、如是在牟人等乎波、朕必天翔

給天見行之、退給比捨給比岐良比給牟物曾、天地乃福毛不蒙自、是狀知天、明仁淨伎心乎

以天奉侍牟人乎波、慈給比愍給天、治給牟物曾、復天乃福毛蒙利、永世爾門不絕奉侍利昌牟、

許已知天謹麻利、淨心乎以天奉侍止、將命止毛奈召都流止、勅比於保世給布御命乎、衆諸聞食止

宣、復詔久、掛毛畏伎朕我天乃御門帝皇我御命以天勅之久、朕爾奉侍牟諸臣等、朕乎君止念

牟人方、大皇后仁能奉侍禮、朕乎念天在我如久、異奈念曾、繼天方朕子太子爾、明仁淨久二心

無之天奉侍禮、朕方子二利止云言波無、唯太子一人乃味曾朕我子波在、此心知天、諸護助奉侍禮、

然朕波御身都可良之久於保麻之麻須爾依天、太子爾天都日嗣高御座乃繼天方授麻都流止命天、

朕爾勅之久、天下乃政事波、慈乎以天治與、復上波三寶乃御法乎隆之米、出家道人乎治麻利、都次

波諸天神地祇乃祭禮乎不絕、下波天下乃諸人民乎愍給弊、復勅之久、此帝乃位止云物波、天

乃授不給奴人爾授方、保己止毛不得、亦變天身毛滅流物曾、朕我立天在人止云止毛、汝我心爾

不能止知、目爾見天牟人乎波、改天立牟事方、心乃麻爾麻止、命伎、復勅之久、朕我東人爾授刀天侍之牟

留事波、汝乃近護止之天、護近與止念天奈毛、在是東人波、常爾云久、額方爾箭波立止毛、背波箭方不立

東人は君を一心を以て護る

止云天、君乎一心乎以天護物食、此心知天、汝都可止弊勅比之御命乎不忘、此狀悟天、諸東國乃人等謹之麻奉侍禮、然掛毛畏岐二所乃天皇我御命乎、朕我頂爾受賜天、晝毛夜毛念持天在止毛、由無之人爾云聞之牟事不得、猶此爾依天、諸乃人爾令聞止奈召都留故是以今朕我汝等乎教給牟御命乎、衆諸聞食止宣、夫君乃位波願求乎以天得事方甚難止云言乎波、皆知天在止毛、先乃人波謀乎遲奈之、我方能久都與久謀天、必得天牟止念天、種種爾願禱止毛、猶諸聖天神地祇御靈乃不免給、不授給物爾在波、自然爾人毛申顯己我口乎以天毛云都、變天身乎滅、災乎蒙天、終爾罪乎己毛人毛同久致都、因玆天天地乎恨君臣乎毛怨奴、猶心乎改天、直久淨久在波、天地毛憎多麻波受、君毛捨不給之天、福乎蒙身毛安家牟、生天方官位乎賜利昌、死己波善名乎遠世爾流傳天牟、是故先乃賢人云天在久、體方灰止共爾地仁埋利奴禮止、名波烟止共爾天爾昇止云利、又云久、過乎知方天必改與、能乎得天方莫忘布止伊、然物乎、口爾我方淨之止云天、心仁穢乎波、天乃不覆、地乃不載奴所止成奴、此乎持伊波稱乎致之、捨伊波謗乎招都、猶朕我尊備拜美讀誦之奉留最勝王經乃王法正論品爾命久、若造善惡業、今於現在中、諸天共護持、示其善惡報、國人造惡業、王者不禁制、此非順正理、治擯當如法止命天在、是乎以天汝等乎教導久、今世方爾世間乃榮福乎蒙利、忠淨名乎顯之、後世方人天乃勝樂乎受天、終爾佛止成止所念天毛、奈諸

忠明の誠を以て天下の政を助け仕へ奉る

爾是事乎教給布止詔布御命乎、衆諸聞食止宣、復詔久、此賜布帶乎多麻波利豆、汝等乃心乎等等能倍直之、朕我教事爾不違之天、束禰治牟表止毛、奈此帶乎賜八久止詔布御命乎、衆諸聞食止詔、

續日本紀　三十六光仁天皇　天應元年四月癸卯（十五日）天皇御大極殿詔曰、明神止大八洲所知天皇詔旨良止麻宣勅、親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣、（中略）然皇坐豆、天下治賜君者、賢人乃能臣乎得豆之、天下乎婆平久安久治物爾在良奈母之止聞行須、故是以大命坐宣久、朕雖拙劣、親王始豆、王臣等乃相穴奈比奉利、相扶奉牟事依豆之、此之仰賜比授賜夫食國天下之政者、平久安久仕奉倍之止奈母之止所念行、是以無詔欺之心、以忠明之誠、天皇朝廷乃立賜部流食國天下之政者、衆助仕奉止宣天皇勅、衆聞食宣、辭別宣久、朕一人乃未也慶之岐貴岐御命受賜牟、凡人子乃蒙福麻久欲爲流事波、於夜乃多米爾止奈母聞行須、故是以朕親母高野夫人乎稱皇太夫人豆、冠位上奉利治奉流、又仕奉人等中爾、自何仕奉狀隨豆、一二人等冠位上賜比治賜夫、又大神宮乎始豆、諸社禰宜祝等爾給位一階、又僧綱乎始豆、諸寺智行人、及年八十已上僧尼等爾物布施賜夫、又高年、窮乏、孝義人等治賜養賜夫、又天下今年田租免賜久止宣天皇勅衆聞食宣、

命を銜みて馳するは忠の至なり

忠を以て君に事ふ

君の爲には必ず忠貞の心を盡す

性靈集　三　贈伴按察平章事赴陸府詩并序

夫膚寸無心南北、遇風則飛、順之德也、人臣無心東西、銜命則馳、忠之至也、

本朝文粹　十二　銘　座左銘并序　前中書王

東漢崔子玉、作座右銘、大唐白樂天、述其不盡者、作續座右銘、本朝愚叟元謙光、拾其遺爲座左銘云爾、

以忠事其君、以孝事其親、信以交朋友、慈以撫子孫、貧而莫下志、富而莫驕人、久要勿忘舊、一言勿忘恩、疣蠹入從耳、不如無所聞、禍胎出自口、須緘於其脣、利者恨之府、名者實之賓、浮生薤上露、榮華夢中春、爭奈齡空邁、可惜過良辰、不擊缶而謌、何以慰吾身、

拾芥抄　下　諸教誡部十六　遺誡并日中行事、造次可張座右、九條殿、注天曆御宇說也、(中略)

凡爲君必盡忠貞之心、爲親必竭孝敬之誠、(中略)若有官之者、催行僚下、爲一所長之者、懋役其下、各全所職、以招韓事之譽、若有故障之時、早奉假文、可申障之由、不申故障、闕公事之、愼之誡之、努力努力、其謗尤重、節會若公事之日、欲整衣冠早參入、爲殿上侍臣若諸衞督佐之者、當直日早參入、必可宿直、但至于文官、非劇務者、隨公事而殊能勤之、緩怠之間、重可畏者也、凡採用之時、雖有才行、不恪勤之者、無薦擧之力、縱非殊賢、僶俛之輩、尤堪擧達之、大風疾雨、雷鳴地震、水火之變、非常之時、早訪親、次參朝、隨其所職之官、廻消灾之慮、在朝也、欲珍重矜莊、在私也、欲雍容仁愛、以小事輙不可見慍色、若有成過之者、暫雖勘責、亦以寬怒、凡不可大怒、勘人之事、心中雖心思勿出口、常以恭溫、可爲例事、喜怒之心無過、餘以一日之行事、爲萬年之鑒誡、

源賴朝安德天皇の御無異還御を希ふ

三　吾妻鏡　四

元曆二年正月六日庚寅、(中略)參河守範賴去年九月二日、出京赴西海、去年十一月十四日飛脚、今日參着、(中略)宗光帶委細御書、是於鎭西可有沙汰條々也、其狀云、(中略)

又八島御座大やけ、幷に二位殿女房だちなど、少もあやまちあしざまなる事なくて、向へ取申させ給べし、かくとだにも披露せられば、二位殿などは、大やけをぐしまいらせて、向ざまにおはする事も有らん、大方は帝王の御事、いまに始ぬ事なれども、木曾はやまの宮、鳥羽の四宮討奉せて、冥加つきて失にき、平家又三條高倉宮討奉て、加樣にうせんとする事也、されば能々したゝめて、敵をもらさずして、閑に可被沙汰也、(中略)

正月六日

蒲殿

源頼朝の忠誠の念

吾妻鏡　十　建久元年二月廿二日丁酉、造伊勢太神宮役夫工米事、諸國地頭等有未濟之旨、去年十二月、帥中納言奉書到着之間、日者被經沙汰、今日被奉御請文云々、盛時染筆云々、

去年極月十二日御教書、同廿四日到來、役夫工米間事、權右中辨親經奉書、謹拜見候畢、（中略）凡背被仰下之旨、致對捍候はん輩は、重給注文にて可令下知候也、朝家御大事ニ候之上、廿个年一度之役に候、旁不可致懈怠候也、此事のみに候はす、背宣下旨候はむ輩は、伊かにも任法て、可有御沙汰（候脱カ）、且又隨御定、抑て可禁沙汰候也、背君御定候はむ者をは、家人にて候とても、いかてか不被行其罪候哉、賴朝身上にて候とても、不當候はむ時は、御勘當も可蒙事にてこそ候へ、まして家人輩事、不及左右候事也、遠々之間、承及候事は、邂逅之事候、又不承（及脱カ）候事は多候、其間進退恐思給候者也、以此旨可然之樣、可令披露給候也、賴朝恐々謹言、

二月廿二日　　賴朝

進上　帥中納言殿

吾妻鏡　十　建久元年六月廿九日壬子、諸國地頭等造大神宮役夫工米夏、多以有對捍之聞、造宮使頻申子細之間、重被仰下畢、仍日來被經其沙汰、且被觸仰地頭等、且被進請文云々、其狀云、

源頼朝天下鎭定の後萬事勅定を仰がんとす

（上略）親能、廣元知行所々事、以造宮使申狀、重令下知候畢、此外輩寄事於賴朝、猥令遁避候者、官使をも、廳御使をも、差遣て、可有御沙汰也、天下落居之後、萬事可仰君御定候事也、而家人を大切と存候て、背御定候はんとは、更不存候事也、然者可拘思給候はず、いかにも任法可被仰下候也、遠江國事、謹承畢、義仲爲山道手、義定は爲海道手、入洛之時當國以義定任給候畢、然者非賴朝給之間、何事も別て可令勤仕候也、而以被仰下候之旨、令下知候畢、義定定令申左右候歟、條々以此旨、可令洩達給候、抑欲召調國々宛文候之間、及遲々候、尤以恐給候、賴朝恐々謹言、

六月廿九日　　賴朝

吾妻鏡　十一　建久二年五月三日庚戌、被付奏書於高三位（泰經卿）、善信草之、俊兼清書也、申刻、雜色成重帶之上洛、其狀云、

言上

事由

源頼朝忠貞を以て公に奉じ家業を繼ぎて朝家を守る

右、依定綱濫行、自叡山所遣使者、所司二人、義範、辨勝、去月卅日到着、其狀云、依罪科、欲預賜定綱幷子息三人於衆徒中云々、此外子細、盡使者之詞、仍去一日與返報、又相遇愚意所及、答云、定綱狼藉、不能左右、爭遁重科乎、隨風聞之說、卽以去月十六日、同廿六日可被行罪科之由、兩度達叡聞畢、任罪名被仰下歟、但存可召賜之儀者、不經言上、先令觸頼朝者、可進止之處、今付衆議召渡者、恐似輕聖斷、又非有私乎、交名輩、召其身、可進院廳也、宜令待勅定云々、然而衆徒有註申旨者、隨重狀可有左右之由、相存之處、以去月廿六日辰剋、群參禁闕、奉振神輿、發聲濫訴奉驚主上、（三條不足言事也、）存此義者、不可差下使、又遣使者可待返事歟、而待計下洛之條、心與事相違、更非本意、頼朝苟以忠貞奉公、繼家業守朝家、衆徒有何意趣、强廻奇謀、令待計哉、鬱望之至、啓而有餘、配流定綱、禁獄下手之由、宣下已畢、誠是明時之彝範也、而衆徒欲背勅裁者、本自不可經奏達、定罪科觸頼朝者、不顧先例可行斬罪、又可隨衆徒趣之處、背綸言企亂入、凡不辨是非之性、宛不異木石歟、寬宥定綱之有罪、蔑如山王之靈威、可成衆徒之鬱憤之由、緣底存知畢、縱雖頼朝身、有其咎之時者、自公家何無御沙汰哉、抑頼朝爲天台爲法相、雖有忠節、更無疎略、其由何者、義仲謀反之日、誅座主明雲、不經幾程、追討義仲畢、又重衡狼（戻）吻之時、燒拂南都誅僧徒、而生虜重衡、同

所刎首畢、彼等惣雖爲一朝之讎、是非二宗之敵乎、爰南都感悦此志、叡岳未致一言、今以被刃傷宮主法師之忿怨、忝奉驚公家、固知爲義仲被誅貫首之時、何不蜂起敵對乎、謂其勝劣、貫首與宮主如何、如義仲有不措所之者、不出山門訴、仰崇有餘之時、乘勝企濫訴、後代濫吹、兼以所推察也、縱有訴訟者、蜂起以雖不下洛中、亂入以雖不及喧嘩、捧一通奏狀、令達天聽者、有理事、裁許何拘乎、委細之旨、不追筆端、就中今年相當三合之曆運、可勵攘災祈請之處、以小成大、與心事發、卽自吾山致騷動之條、若是僧徒小德行、將又因果之所致歟、凡可謂逆徒矣、是則惡徒者多、善侶者少歟、然者、惡徒其性雖似瓦礫、善侶其性爭不慙愧乎、宜以此旨可達叡聽給、頼朝恐惶謹言、

建久二年五月三日　　頼朝

進上　高三位殿

金槐和歌集　下雜部　太上天皇御書下預時歌

おほ君の勅をかしこみ父母に心はわくともひとにいはめやも

山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心われあらめやも

ひむがしの國に我をれば朝日さす鏡姑射の山のかげとなりにき

木野武茂朝恩に浴して身を立つ

廣福寺文書

熊本縣玉名郡廣福寺所藏

敬奉對
三世常住一切三寶殊者鳳儀山護聖寺
七佛五十余代佛祖幷滿山護法善神、天龍八部、當国鎭守阿蘇大明神御前所發願起請
文事、

一、(木野)武茂弓箭の家ニ生て、
朝家ニ仕ふる身となる間、天道に應て正直の理を以天家の名をあけ、朝恩に浴して
身を立せんことは、
三寶の御ゆるされをかうふるへく候、其外私の名聞、己欲のために義をわすれ恥を
かへりみず、當世々にへつらへる武士の心をおかく離へく候、(中略)
一、舍兄肥後守子々孫々までいはしめを定置れ候て、正法護持之志、至誠にほし〳〵候
ハヽ、武茂隨喜仰信の心を發候て、子々孫々ほてに誠を定置候て、且爲
君爲家、眞俗同心に正路を守て、如來正法を護持し奉へく候、
一、聽聞正法の深恩を爲奉報謝、生々世々正法紹隆おまし〳〵候ハん時ハ、必一世むほ

れ値奉て、正法ゟ信心を起し、結師弟之緣共可奉護持正法候、仍發願起請文如件、
若壞斯起請文之旨候者、
三寶佛祖天龍護法善神冥罰を武茂ゟ八万四千毛孔ことに罷蒙て、今生ニハ白癩黑
癩の病を受、當來にハ七生まて佛法ゟ不可奉値候、伏願
三寶證明、隨喜護念、龍天納受、所願成就、
延元三年八月十五日

藤原朝臣武茂（花押）

四千代もとぐさ

誠とは、僞なきをいふ、是天の本體なり、(中略)君に忠節、親に孝行、
人に慈悲をほどこすを、誠のみなもとゝするなり、敬とは、君につかへるにも、親につか
へるにも、一大事の客人をあひしらふごとくに、こゝろをしづめて大事にかけてつゝ
しむべきなり、(中略)又君親に仕ふるに、あまりに、大事にかけてくすみすぐれば、隔心
出來てこゝろへだつるものなり、このこゝろの誠をとりはなさぬやうにむねにおき
て、かほかたちは、いかにもうらゝかにして、さすが(屹)としてつかへ奉るべきものなり、
(中略)
君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友

これを五倫といふ、これ又人の日々夜々の所作なり、

君臣、君につかへ奉るに、一命ををしまず、忠節を盡すべし、

又君は臣を我身のごとくにあはれむべし、すこしもこゝろにいつはりあれば、天にそむくなり、

林羅山の說

羅山林先生文集　五十八　雜著三　忠勤、兼松下總守求之、

臣之事君而致其身、謂之忠、務而不已、謂之勤、然則忠勤者臣之職分也、古人有云、中心爲忠、中心者心中也、盡我心之實、以能事其上、則上亦接之以禮、於乎君臣各勤之、不亦嘉乎、

山鹿素行の說

山鹿語類　二十一　士道　明心術　練德全才　勵忠孝

師嘗曰、大丈夫世に在る、出ては君に仕へ朝廷に交り、入ては父兄につかへ家を齊ふ、故に天下の政事を助け、萬民の憂を救ふ、不順の逆臣あるときは、自將として闔外の任をうけ、籌を帷幄の裏に廻して、功を萬代の上に立、或は使を奉じて大事を決し、君命をはづかしめず、或は死を致し命を輕くして、百年の壽を一朝の下に棄、是君につかへて忠を勵む也、而して父母にをいて力を竭し、色養永慕し、死を致して不顧は、是内にをいて盡す處の孝にあらずや、大丈夫の責め甚以て重し、此にをいて論ずる時は、常に養氣て安靜ならしめ、心を存して義理を味へ、是を君父に移して忠孝の實を詳らしむる、是士の勤也、出て君に仕ふるに德を不以、入て父兄に仕へて其孝弟に誠あらざらんには、養氣存心の用更にあらはれず、（中略）されば君父につかへ、其可致のつとめ聊不怠して、しかも其理にかなひ、四海安寧に、家内無事にして、常に變に更に滯る處なきときは、天地の覆て無外、のせて無棄にことならず、是大德に非ずや、故に德を練る事は、先づ忠孝を勵まして其誠を盡し、君父につかふまつるの間、天性にしたがひ守て、更に不違を以て本とすべきなり、（中略）されば、君父は人倫の大綱にして、我つかふる處、誠を不盡ば、君臣父子の道不明、誠を盡さんとならば、德を練ずしては、其實必薄して、或は害にあたつて變じ、死に臨んで變ず、凡の事、大節にのぞみ、大變に逢ひ、大事を決するに至らずしては、其德發見する事あらず、世間平生底といへども、德を本にして其事に處する輩は、其根ざしかはれり、然れども事々たらざれば、その効しあらはれず、非常の變こゝに來て、臣として子として、明白に其誠をつくさんことは、德以て正しからずしては不可叶事也、

中江藤樹の說

翁問答　三　君の恩は、親の恩にひとしき廣大なる恩德なり、忠臣はかならず孝子

の門よりいづるものなれば、孝德のあきらかなるものは、必ず戰陣におゐて武篇をはげみ、武功をたつるもの也、〔中江藤樹　慶安元年歿〕

熊澤了介の說

大學或問　上　一、或問、人臣の天職は何ぞや、云、君を助けて仁政を行はしむるを臣の天職とす、或は君の心をたすけ言を補ひ、善を君に歸し、道を己に歸し、身の威權を欲せず、盡く君の權威に歸す、臣道は地に則とる、柔に過べからず、君不善あれば諫爭す、其柔を救ふ所也、天道は下濟し、地道は上行す、上下交て其志通ず、君臣の正理也、もし君剛に一に、臣柔に一なれば、驕亢暴戾の勢ひ行はれ、卑諂阿曲の態生じて、君臣の理亂るゝといへり、庸暗の君は優柔に失し、明察の君は辨急に傷らる、此二つは天下の通患にて、遂に亡る道なり、故に君上は、智を尊て聰明を不尊、明智の君は、深沈寬洪の量ありて、下優柔和易の樂みあり、天道は徧覆包含を以て德とすといへり、〔熊澤了介　元祿四年歿〕

伊藤仁齋の說

語孟字義　下　附論堯舜旣沒、邪說暴行又作、

（伊藤仁齋）予頃私策問諸友曰、世所傳諸子百家異端邪說、皆聖遠經殘之所致實戰國以來有之、上世無有、然孟子嘗曰、堯舜旣沒、聖人之道衰、邪說暴行又作、而於文武周公之後、又曰、世衰道微、邪說暴行有作、臣弑其君者有之、子弑其父者有之、孔子懼作春秋、（中略）大凡害於人倫、遠於日用、無益乎天下國家之治焉者、皆謂之邪說、皆謂之暴行、惟堯舜之君在位焉、則天下一家、道德一、而風俗同、君君、臣臣、父父、子子、夫夫、婦婦、兄兄、弟弟、忠信和睦之風隆、詭行異論之徒熄、蕩々平々、無偏無黨、家自齊國自治、而天下自平矣、（中略）夫天運於上、地載於下、日月代明、四時錯行、人不能爲力於其間、在君惟當盡君之道、在臣惟當盡臣之道、在父惟當盡父之道、在子惟當盡子之道、人人盡已之道、而天下平矣、學雖闖天人之祕、智雖洞象數之原、然無益於人倫、無裨於世道者、聖人不取焉、〔伊藤仁齋　天和三年著〕

伊藤東涯の說

間居筆錄　中　君臣之相待以一體、猶親戚之相輔以成家、故忠臣之事其君也、猶孝子之事其父也、（中略）然君臣之間、上下分隔、不可勢禁而力制也、臣事之者、匪復一人、則非吾一人之所獨任也、無位則無階於諫、不見知則雖諫無益、故諫必有其道、曰位卑而言高罪也、則知無位之不可以諫、曰信而後諫、未信則以爲謗己也、則知不見知之不可以諫、〔伊藤東涯　享保十五年著〕

荻生徂來の說

徂徠先生答問書　中　一、御身は主君に差上けられ、無物と思召され候由、是は今時はやり申候理窟に候得共、聖人の道に無之儀に候、畢竟阿諛逢迎之只中と被思召べく候、宋儒も忠之字を見誤り、如此解し申候、忠と申候は、總て人の事を我身の事の

ごとく、少も如□(在カ)無之事に候、是にて忠臣の道に餘蘊無御座候、尤も義に依て命を棄て候事も、吾身の事の如くに存候内にて相濟申事に候、畢竟聖人の道は、國家を治め候道故、忠の立様、世俗の了簡とは違申候、其分れ所は、上より下に任せて候と、下より上に任せ候にて、分れ申事にて御座候、いまの世の風俗にて、上より打まかすると申事無御座候故、臣たる者皆、其日くらしの日用取の了簡の様に成行き、重き役人も月番切之しのぎにて、跡の事には不構申候は、其職に有ながら尸位素餐と申物に候、身なき物と存候しるし如此にて、其子細は、身を我身と不存候事は妾婦の道にて候、女は身を人に任せ候物なる故、己が了簡を出さず、夫に打まかせ候事に候、臣は君の命を受て、其職分を我身之事と存じ務むる事に候、もし己が存念に合申さず、わが了簡に落不申事なれば、其職を辭し候事は、不忠になり候を恐れ候故に候、身をわが物と存ぜず候はゞ、我了簡を出さず、いかやう共主君の心まかせに可仕候、しかれば君一人にて候、臣ありても臣なきが如くに候、臣は君の助にて、使ひ物にて無御座候を、奴僕を使ふ如くに思召候上の過より起りて、聖人の道には背き申候事に候、君の上にては、任するとまかせざるとの違に候、臣の上にては、わが身の事と存候と、不存候と

貝原益軒の說

の違に候、君の思召次第にて、此方よりはいろはぬ事と存候は、上下の心を二ツにすると申物に候、是皆忠の字の義理分れ不申候より起り申候、能々御勘辨あるべき事と存候、以上、〔荻生徂來　享保十年刊〕

山崎闇齋の說

君子訓　中　伊訓に、爲君克明、爲臣克忠といへり、此の意は、君の德は明らかなるを主とす、明らかなれば、人を能く知りて、善き人を用ひ、惡しき人を退けて用ひず、故に國能く治まる、臣下の德は、忠を主とす、忠とは、君の爲に心を盡して誠あるなり、忠なれば官職を勤め、善人を擧げ進め、君の過を諫めて善にうつらしめ、我が身の利害を顧みず、只偏に君の爲に心を盡すゆゑに、忠臣は國の至寶とすべし、不忠なれば君の惡しき事を知れども諫めず、君の爲よき事あれども言はず、只君の寵を願ひ、官祿をのみ心に懸くるゆゑ、其の實は盜賊に異ならず、〔貝原益軒　正德四年歿〕

垂加草　二十七　土津靈神碑

日本神代卷、中臣祓者、我道傳授之書也、靈神學之、得吉田家之傳、遡五十鈴川之流、神武向日之長、應神祕道之敬、奉持而著之心胸之間、實弓(躬)兵政所(人)崇道盡(觀)敬天皇(王)以後一人耳、其事君也、大義常存於心、念念不忘、以安世爲悅、而不以一毫欺之、恐己忠之不盡、而不欲人之悅

淺見絅齋の說

己、其所書思對命悉燒之、人無得而知之、周公之于身亦優爲之、欲得夷齊無怨之仁、厭聞湯武革命之義、常言、文王至德處、孔子以來、韓愈程朱發之、泰伯至德處、孔子以來、惟朱子明之、夫然後天下之爲君臣者定矣、因言、事代主命本朝泰伯也、〔山崎闇齋天和二年歿〕

靖獻遺言講義　下　處士劉因

總ジテ處士ト云フハ、殊ノ外重キヿ也、其段三卷目ニ具ニ之ヲ言フ、扨殘リ七人ニハ、國ノ名カ、世ノ名ヲ書カヌハ無シ、ソレハ皆、其國世ニ對シテ忠義ヲ盡ス程ニ、固ヨリスグニ國世ノ名ヲ、ソレ〴〵ニ名乘ルデヨシ、何トテ劉因計ニハ、何ㄈ書ヌゾ、去ルハソレニコソ大議論ガアルゾ、此人戰ヲシタルニテモナシ、何レヲ君トシテ忠ヲ盡スニテモナシ、宋人カト云ヘバ、劉因ガ生國ハ、宋以前ヨリ夷狄ノ地ト成ツテ有、金人カト云ヘバ、幼少ヨリ仕ヘタルヿモナシ、元ハ勿論其通リ也、サラバ何トシテ仕ヘヌゾトイヘバ、因ガ生タル地ハ、伏羲以來極リタル中國ノ地ナルヲ、石晉ヨリ以來三百餘年、夷狄ニ陷リテ、因ハ則先祖以來、中國ノ民ニテ、名氏ヲツリタル人ナレバ、ドコ迄モ夷狄ノ筋ナル者ニハ仕ヘヌゾ、ソレデ上ニ冠ス可キ名ガナシ、是非ㄈ言ヘトイハヾ、中國處士ト言フ可シ、ソレデ是ニハ名ヲ何トモ擧ゲヌデ、大義ガ別シテ明ナゾ、去レバ大義ト云フニ、劉因程大ナル大義ハナシ、其段ハアトデ詳ニ見エル、扨中國、夷狄ト云コトアルニ付キ、唐ノ書ニ、日本ヲモ夷狄ト云ヒ置クヲ見テ、トボケタ學者ガ、アラロ惜ヤ、耻カシヤ、我ハ夷狄ニ生レタゲナトテ、我ト作リ病ヲシテ嘆クガ、扨モ淺間シキ見識ゾ、我ガ生レタ國程大事ノ中國ガドコニアラウゾ、國ハ小サキト、何ガ違ハウト、同ジ日月ヲ、唐人ノ指圖ヲ受モセズニ戴イテ居ル國ニ、唐人ガ夷狄ト書イテ置タ程ニトテ、最早ハゲヌ樣ニ覺エテ居ルハ、人ニ唾ヲカケラレテ、得拭ハズニ泣テヰルト同ジヿゾ、ソレデモ聖人モ夷狄ト云フタモノト云ハフケレㄈ、ソレハ唐ノ聖人ハ、唐カラハサフ云フ筈、日本ノ聖人ハ、又此方ヲ中國ニシテ、アチヲ夷狄ト云フ筈ゾ、ソレデハスレアフガト云ヘバ、ソレガ義理ト云フモノゾ、大義ヲ知ラヌ者ハ、ソコデ迷フヤスイコト、人ニモ親ガアリ、我ニモ親ガアル、人ノ親ノ頭ハハラルヽㄈ、我親ノ頭ハハラレヌ樣ニスルガ、子タル者ノ義理ゾ、スグニ其ノアチノ親トイフ親ノ子モ、又面々ニ我親ノ頭ヲバハラセヌ樣ニト思フゾ、是ガスレアフ樣ナレㄈ、ソレデ義理ハ立タ者ゾ、ソレデモ日本ハ小國ヂヤト云フ、ソレナラバ、身代ノヨイ者ノ親ヲ見テ、手前ノソレヨリ輕キ身代ノ親ナラバ、役ニ立ヌ親父ヨトテ、ドコヘゾ捨フカ、是一ツデ合點ノイタヿゾ、或人曰ク、ソレデモ日本ヨリ、昔ハ遣唐使

ヲ遺サレテ、此方ヨリ貢物ヲ遺ラレタカラハ、日本ハ手下デハナイカ、ソレハ無作トシタコトゾ、中比大義ヲ辨ヘヌト云フモノニテ、ソレハ大義ヲ辨ヘヌ誤ゾ、我國ハ天地開闢以來、餘所ノ國ノ蔭ニテ立チタル國ニテナシ、神代以來、正統ニ少シモ紛レナシ、唐ノ書ヲ讀ンデナジメバ、ドコトモナク、唐人形氣ニ成テ、日本ハ旅屋ノ樣ニ覺エテ居ル、古今第一ノ僻者也、書物故義理ヲ破ルトハ加樣ノコト也、ソレ故日本ノ者ハ、此ノ劉因ガ合點ヲスグニ我身ノ上ヘモテキテ、是ヲスグニ中國トフマヘルガ大義ゾ、何時デモ唐ヘ執ハレテ行クカ、使ニ往テ得歸ラヌカ、吹流サルヽカシタラバ、何トゾシテ此方ヘ歸ルガヨシ、得歸ラズハ乞食シテモ仕ヘヌガ義理ゾ、是尤モ大事ノ場、能ク審ニスベシ、

〔淺見絅齋　元祿二年自跋〕

吉川惟足の說

神學承傳記　會津左中將正之（保科）卿まみへられ侍る、世に大儒英才の名あまねかりし、問て曰、神學は、五倫を本とする所は、儒も同じかるべし、今日を本として守る所は何れの理ぞや、（吉川惟足）視吾堂答て曰、五倫は人道の當然に侍れば、五倫の名目は儒も同くして、其の內前後に用るかはり侍る、儒は孝を以て五倫の第一とし侍る、吾國は忠を五倫の第一として侍れば、君道を人道の最上と教給ふるゆゑに、忠義を以五倫の本とし居る、君の爲に親を捨るの道はあれども、親の爲に君を捨るの道なし、かく忠義を重ずる時は、君臣の道正しく志して、臣として君をしのぎ犯さず、君臣の道正しき時は、人道おのづから序ありて亂れず、今澆季に下る時といへども、我國君臣の禮正きは、伊非諸尊、天照大神の御敎戒の異國にすぐれたる所以也、

本居宣長の說

くずばな　下　から國にて、臣君を三たび諫て聽ざる時は去といひ、子父を三たびいさめて聽ざるときは泣てしたがふといへり、是は父にのみ厚くして、君に薄き惡風俗なり、もし父には是非なきときは從ふべくば、君にも是非なき時はかならず從ふべき理なり、まして皇國の君は、神代より、天地と共に動き玉はぬ君にまし〳〵て、去べき道理もなく、まして背くべき道理もなければ、したがひ奉るより外なし、なほその君の御しわざあしくまし〳〵て從ふに忍びず思はゞ、楠ノ主の如く、此世を去て、夜見の國へまかるより外はなき事と知べし、たとひ天地はくつがへるといふとも、君臣の義は違ふまじき道なり、然るを漢國の俗として、君を臣として、己が心のまゝに生しも殺しもするを、よき事と思へるは、いとあさましきわざなり、そも〳〵君あしき時は、臣として其位を下し奉るしわざは、うはべはよき事のやうに聞ゆれ共、實は甚惡しき事なり、そ

の故は、眞實の忠臣にして然せば、世のためには、しばらくよき道理もあるべけれど、世々に忠臣のみは有がたくして、不忠臣も多かる物なれば、件のごとくにては、おのづから君の威は輕くなりて、臣の威つよくなり、又やゝもすれば、忠臣の質物ありて、始のほどは忠義がほに君を輔佐しつゝ、つひにはその位を奪ふ者出來るなり、漢國の代々に此弊いと多し、難者もかの國のよゝの史を見ば、いはずとも知べき事なり、然れば君あしゝといへ共、ひたぶるに畏こみ敬ひて從ひ奉るは、一わたりは婦人の道に近きに似たれ共、永く君臣の義を敗るまじき正道にして、つひには其益廣大なり、此一端を以ても、天照大御神の道はうはべは行たらはぬやうにて、實には至極せる妙道なることをさとるべく、又漢國の道は、聖人のさかしらもて造り設けて、正しからざる道なるが故に、うはべはかしこげに道理めきて聞ゆれども、實には其失おほき事を、よろづ准へて知べきなり、〔本居宣長　安永九年疏〕

大道或問　問て云、前のお說にて、儒佛等の趣意は、大略相心得申候、猶又皇國君臣の道常に心得べき事の大略を承り度候、

答て云、世に大忠臣と稱し候は、天皇の御爲に力を盡し候人を申候は云迄も無之、俗に皇國之三忠臣と唱候は、小松內大臣重盛公、萬里小路中納言藤房卿、楠正成朝臣に御座候、いづれも朝廷の御爲に、千辛萬苦被成候御方々に有之候へば、今に至て益其功德を稱美致候、（中略）抑皇國にて君と申奉るは、天皇御一柱に相限り、其餘は皆臣にて候、扨其臣たる方々の中にて、又私に君臣の約を結び候も有之、世祿譜代之人に候ても、君臣の道は同樣に候へ共、非常の節に至り候はゞ、少々意味違ひ候處可有之候、然は漢土の君臣と似たる樣にて、又大小相違有之候、今假に名目を立て申候はゞ、天皇に仕へ奉り候は、大君臣の道と稱すべく、其以下の君臣は、小君臣の道とも可申候、扨大君臣の道に於ては、東照宮も小松殿の志は廢すべからずと仰置れ候通りにて候、又小君臣の道と申候は、万一事起り候時、其君もしも不正之念慮相生じ、後世の瑕瑾とも可相成儀は、命のあらん限り、諫言して是を止め、其君をして、不忠不義の名を蒙らしめず候時は、大君臣の道と同樣にて、万代不朽之大忠臣と可申事に候、前に少々の違ひありと申候は、此處にて候、然は陪臣の向は、管仲が九合の功には習ふべく候へ共、仇を君とせし處ふどは用捨あるべき事に候、扨君公の御上に、萬々一不正之御所爲有之時は、臣下の者御諫言申候は、素より大小同樣なる事、申迄も無之候へ共、其內に小君臣の上には別段心得

ある事に候、尤此儀は君臣の道に限らず、父子兄弟之上も、右に准じ可申、又浪人、百姓、町人は、主從の約を結び不申候へ共、是又其心得は武士に准じ可申、只皇國の御人たる事を忘れ不申候へば、人道の本は立申候、右等の事、皇國の人は、第一に心得居可申事にて、世の中に君臣の道ほど、義理の大なる事は無之、一日も此心得なくては不相濟事に候、然は返すゞゝも、根本の學問を被勤候にとは申事に候かり、穴賢、（平田篤胤　天保十四年歿）

竹内式部の說

五　**奉公心得書**　只わさにのみ敬まひて、誠の心うすければ、君に諂らふに近うして、君を欺くにも至るへし、本心より二心なくうやまふを忠といへり、忠ハ己か心を盡すの名にして、如才なき本心をわざと共に盡す事なり、（第一卷一四六頁參照）

山縣大貳の說

柳子新論　正名第一　孔夫子嘗謂、名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興則刑罰不中、刑罰不中則民無所措手足、彼其衞國如此其甚矣哉、設使夫子寓目於此間乎、未知其謂之何也、政之未墮于地、蓋二千有餘年、可謂久矣、是以其化之被及于海內、可謂廣矣、其德之浹洽于民心、可謂深矣、及其衰也、白龍失水、受制小魚、跋涉千里、暴露冒雨、亦可謂難矣、當此之時也、一二忠臣、或能復其位、亦且富不若小國之君也、雖然如此尚能保其宗廟、百世不廢、到今四百有餘年矣、權乎雖移矣、道其不在于斯乎、先王之大經大法、自有律令可見焉、若能有憂民之心、名其不正乎、禮樂其不可興乎、刑罰其不可措乎、哀哉天下無有其人也、既不能盡復其古、亦不能盡變其舊、其有所不盡者何也、豈爲其知尚物而不知尚名、知爲己而不知爲天下乎、抑亦學政不行、而術智有所不及也、（山縣大貳　寶曆十三年歿）

會澤正志齋の說

新論　上國體上　帝王之所恃以保四海、而久安長治、天下不動搖者、非畏服萬民、把持一世之謂、而億兆一心、皆親其上而不忍離之實誠可恃也、夫自天地剖判始有人民、而天胤君臨四海、一姓歷歷、未嘗有一人敢覬覦天位、以至於今日者、豈其偶然哉、夫君臣之義、天地之大義也、父子之親、天下之至恩也、義之大者、與恩之至者、竝立天地之間、漸漬積累、洽浹人心、久遠而不變、此帝王所以經緯天地、綱紀億兆之大資也、（第一卷一五二頁參照）

藤田東湖の說

常陸帶　朝廷を尊び幕府を敬給ふ事

かけまくもかしこき朝廷は、千早振神の御代、天祖天照大御神の言依し給へるまにまに、皇孫命天降まして、豐葦原の中つ國しろしめし給ひしよりこのかた、三種の神器傳へ給ひ、天日嗣いやつぎつぎにつぎ給ひ、久方の天、あらがねの地と諸共に、幾久しくさかえ給ふべきためしにましませしは、およそ神國に生れぬる人々仰ぎ奉りて、我々が遠つ祖より初め、幾千年か朝廷の恩賚蒙りし事を思はずんばあるべからず、しかはあ

れど、明けき日の光をも浮雲立蔽へるが如く、奸賊起りて一天の君を蔑如し奉る例し無きにしもあらず、呉竹の世々にはさま〴〵の禍事ありて、幾度か治り、幾度か亂れ、應永の後に至りて、天下の亂いと極りぬるを、東照宮（徳川家康）起らせ給ひ、萬の青人草の水火に苦しめるばかりなりしを救ひ給ひ、しかも朝廷を尊み奉りて、御身はいたく謙遜し給ひ、二百年餘り今日まで、四海波靜にして吹く風枝を鳴らさず、人々安く樂みて世を渡りぬる事、偏に幕府の德澤なれば、今の世に生れし人、幕府を敬ひて東照宮の恩澤に報い奉らずんばあるべからず、我義公（徳川光圀）深く此理りを明かにし給ひ、常に宗室を敬ひて、朝廷を尊びぬることを宗とし給ひけるにぞ、大日本史を述べ、禮儀類典を纂め、又楠子の墓に石ぶみ建て、忠臣の心を慰め給へるなど、人皆仰ぎ奉る所なり、我屋形に天拜といふ式ありて、そは年々正月元日の晨、殿の前なる廣庭に敷物設け、齋明盛服して遙に京師の方に向ひて遙拜し給ふなり、（遙拜とも稱ふ、又勅使を三家の屋形に下し給ふ時、我れば俗に御君のみ時刻を移さず、御自ら勅使の旅館に至りて、その辱き事を述べ給ふ、是皆義公の始め給ふ所にして、代々の例しとなれり、中納言（徳川齊昭）の君深く其遺志を心し給ひ、幕府を敬ひ、天朝を尊みて、忠孝の義を明かにせん事を人々にも語り給ふ、（告志篇、弘道館の記などにてしるべし、抑

神武天皇より始め奉り、代々の山陵、其地だにさだかならず、或は深山の苔に埋れ、或は荒野の叢にまじりて、拜む人さへ絶て無き事をいたく歎き給ひ、怪き賤が男だに、其先祖の墓とあれば、草取り苔拂ひ抔して敬ひ祭るわざなるを、一天の君の山陵、かくまでに成りぬる事、明時の恥なりと宣ひて、古事記より初め、諸々の書籍を考へ給ひて、御自ら物に記し給へるさまを見奉りぬ其事幕府に申給へるならんと測り奉れども、幕府も其儀に同じ給ひて、時を待ち給ふにや、はた障りもありて始め給はぬにや、庚子（天保十一年）の年、先帝（光格）崩じ給ひしにも、何事やらん書き綴り給ひて、殿下（鷹司政通）にも、幕府にも御書をこし給ふ、都て國中の事は有司に謀り給ふ故、思召も顯はれぬれども、天下の事幕府に申し給ふ類ひ、御自らものし給ひて、露だに人にもらし給はねば、其悉き事を知る可きやうなし、唯是彼と推測り奉るになんありき、（中略）日々御守殿（御養母峯壽院夫人の住み給ふ所、）に參り給ひて、何くれと孝養を盡し給ひけるが、庚子の年より水戸におはしまして見え給ふ、（中略）かくまで忠孝の御心厚くましますを、君には幕府を憚り給はざるやうに讒し奉る人もありなんかし、そは義公よりこのかた、朝廷を尊び給ふ御家風のみ聞へて、幕府を敬ひ給ふ事を知らざる故ならん、忠孝は其本一なり、忠孝不兩全などいふは、後の世に言出せることにて、不孝の子は忠臣と

いふべからず、不忠の臣は孝子といいふべからず、事長ければ爰にいはず、幕府を敬ひ給ふは、孝を東照宮に竭し給ふ所以、天朝を尊び給ふは、忠を天祖に竭し給ふ所以なり、然るに世の書讀める人さへ、この理りを明にせず、國學に泥みぬるものは、やゝもすれば關東を輕んじ漢學に迷へるものは、朝廷を尊ばず、甚しきに至ては、代々の將軍家を指して王と稱し奉るものあるに至る、是幕府を誣奉るにひとしく、大なる僻事なり、柴野彦助、畝傍山の山陵に詣て作りし詩を、文恭公の御覽に備へしに、陪臣無位柴邦彦と書たるを、公怪み給ひし時、白河の少將松平越中守定信朝臣、御側に在りて、朝廷に向ひ奉りては、定信等皆陪臣なり、まして彦助如き無位のものをやと申上しかば、公悅び給ひけるとぞ、かくありてこそ、幕府の盛德ますます天が下に弘まりぬべき事になん、〔藤田東湖　安政二年歿〕

吉田松陰の說

士規七則　一、凡生皇國、宜知吾所以尊於宇內、蓋皇朝萬葉一統、邦國士大夫世襲祿位、人君養民、以續祖業、臣民忠君、以繼父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然、

伴林光平の說

於母比傳艸　君臣名義

かれ將軍勅命を奉りて、能く其職を勤め、よく世をまつりこたへ、長に陪從して忠情を盡すへし、故朝廷より各々其位官を賜へるものぞ、もし勅命に背き奉りて、朝廷邊ニ射向ひ奉らゝ、速に幕府を去て、もとの朝廷ニこのへるへし、天下の總君主なるか故なり、此ハ止事なき君臣の大義ゐて、我皇國のミゐもて行ハるゝ大道なるを、世人既くより實なき唐山の書ゐのミ讀耽りて、皇國君臣の大義を忘れたるか故に、彼北條、足利なといへる奴の忌々しき大事ハ起しゝなり、今ハ昔常陸國領しゝ殿ニ西山公（德川光圀）といへる在して、太く逞しき大和魂を振興し、厚く神祇を敬ひ、深く朝廷を重しつゝ、大日本史てふ大相なる御典等を著し給ひて、世に許されませる名將也しのと、尙此名義をふとしも忘れましゝゐや、將軍家臣傳なと記させ給ひしハ、彼卿の和魂確なるに併せてハ、いと心得かさき一節也けり、去し文政といふ年の頃、幕府の儒士に柴野彦助といへる男有り、それが大和國の國形見ゐもてのしける時、畝火山の東北なる神武天皇の御陵に詣てゝ、其所ゐて作りし詩を、かへりて後幕府に奉りけるゐ、陪臣柴彦助と書せるを見咎め給て、いたうふつくませ給ひしを、奥州白川（松平定信）の殿御前ニ候らハして、畏けれと天皇命に對ひ奉りてハ、己等も正しく陪臣ゐて侍り、況て彦助のとき者をやと咎させしかハ、やかて諾ゐせ給ひしとそ、白川の殿も、彦助も、よく君臣の名義を知きる人也、其時の幕府ハ後ゐ文恭院（德川家齊）殿とおくりなたてまつりき、〔伴林光平　文久二年著〕

平野國臣の說

大體辨　臣民も又た天祖のむかし、君臣の誓をなせしより、孳々として相生相榮へ、今日に至て猶ほ天孫を奉す、故に天朝に忠を盡せは、先祖への孝道も立て、忠孝二つにして一つ、相離るゝに忍ひさる大親義有る所、卽ち神國の神道にして、巧ますして自ら成れる精誠なれは、眞の天道とも云ふ可き故なり、是我皇國は君臣の大義を主として、利民を次とすれとも、萬世不易、千古一統の君ゆへ、萬民親服し、烈(列カ)聖亦た憐を垂れ、上下能く和合して相恨みす、利を利とせされとも、大義の和にて、自から民を利するの實にもかなへり、彼の漢土の如きは、利國安民を宗として、君臣の大義を甚た重んせす、故に堯は聖人と云へとも、虞舜を民間より擧けて、革命の端緒を發き、武王紂を討ち、其弊後世に流れて、天下は天下の天下と異ひ、前狼後虎相斃れ、或は逐鹿肉を爭ひ、終に長城外の胡と賤めたりし滿清の世となり、今に至て親服せす、紅巾賊、長髮匪等と云る明末の徒屢起りて騷動未た鎭まらすと、利民の實政果していつくにかある、出圖鳳來の國すら、今猶かくの如し、況んや情行利己の國西洋諸蠻は比するにたらさるをや、是等を以て、皇國は神隨の道、萬國に勝れて尊きを辨へしるへきなり、

文久三年癸亥二月十五日獄中に稿す

神武天皇東征の際諸臣忠勤を勵む

藤原鎌足政弊一掃に努む

六

日本書紀　三神武天皇　戊午年六月、(中略)既而皇師欲趣中洲、而山中嶮絕、無復可行之路、乃棲遑不知其所趾、涉時夜夢、天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫烏、宜以爲鄕導者、果有頭八咫烏、自空翔降、天皇曰、此烏之來、自叶祥夢、大哉赫矣、我皇祖天照大神、欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目督將元戎、踏山啓行、乃尋烏所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣、因號其所至之處、曰菟田穿邑、(穿邑、此云于介知能務羅)于時勅譽日臣命曰、汝忠而且勇、加能有導之功、是以改汝名爲道臣、

古語拾遺　逮于神武天皇東征之年、大伴氏遠祖日臣命、帥督將元戎、剪除兇渠、佐命之勳無有比肩、物部氏遠祖饒速日命、煞虜帥衆、歸順官軍、忠誠之效、殊蒙褒寵、大和氏遠祖椎根津彥者、迎引皇舟、表績香山之巓、加茂縣主遠祖八咫烏者、奉導宸駕、顯瑞菟田之徑、

日本書紀　二十四皇極天皇　三年正月乙亥朔、以中臣鎌子連(藤原鎌足)拜神祇伯、(中略)中臣鎌子連爲人忠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闕闍社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄、疏然未獲展其幽抱、

大織冠傳　上　卽位(天智天皇)二年冬十月、稍纏沉痾、遂至大漸、帝臨私第、親問所患、請命上帝求

大伴部博麻身を賣りて忠を顯す

藤原永手及び其の祖二代の忠勤

効、翌日而誓願无徵、病患彌重、卽詔曰、若有所思、便可以聞、大臣對曰、臣既不敏、敢當何言、但其葬事、願用輕易、生則无益於軍國、死何有勞於百姓、卽臥復无言矣、帝嗄咽悲不自勝、卽時還宮、遣東宮皇太弟、就其家詔曰、邇思前代、執政之臣、時時世世、非一二耳、而計勞校能、不是比公、非但朕寵汝身而已、後嗣帝王、實惠汝子孫、不忘不遺、廣厚酬答、頃聞病重、朕意彌軫、作汝可得之任、仍授大織冠、以任內大臣、改姓爲藤原朝臣、十六日辛酉、薨于淡海之第、時年五十有六、上哭之甚慟、廢朝五日、

日本書紀　三十持統天皇　四年十月乙丑（二十二日）詔軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豐財（齊明）重日足姬天皇七年救百濟之役、汝爲唐軍見虜、洎天命（天智）開別天皇三年、土師連富杼、氷連老、筑紫君薩夜麻、弓削連元寶兒四人、思欲奏聞唐人所計、緣無衣粮、憂不能達、於是博麻謂土師富杼等曰、我欲共汝還向本朝、緣無衣粮、俱不能去、願賣我身、以充衣食、富杼等任博麻計得通天朝、汝獨淹滯他界、於今三十年矣、朕嘉厥尊朝愛國、賣己顯忠、故賜務大肆、竝絁五匹、綿一十屯、布三十端、稻一千束、水田四町、其水田及至曾孫也、免三族課役、以顯其功、

續日本紀　三十一光仁天皇　寶龜二年二月己酉（二十二日）左大臣正一位藤原朝臣永手薨、（中略）石川朝臣豐成宣曰、大命坐詔、久、美麻志大臣乃仕奉來狀波不今耳、掛母畏近江（天智）大津宮御宇天皇御世爾、大臣之曾祖藤原朝臣內大臣（鎌足）、祖父太政大臣（不比等）、又明淨心以、天皇朝乎助奉仕奉岐、藤原宮御宇（持統）（文武）天皇御世爾、大臣明淨心以氏、天皇朝乎助奉仕奉岐、今大臣者、鈍朕乎扶奉仕奉麻之賢臣等乃累世而仕奉麻佐乎、事母、奈加多自氣奈美、伊蘇志美、思坐須、

和氣清麿道鏡の非望を抑ふ

日本後紀　桓武天皇　延曆十八年二月乙未（二十一日）贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、本姓磐梨別公、右京人也、後改姓藤原（野イ）和氣眞人、清麻呂爲人高直、匪躬之節、與姉廣蟲共事高野（稱德）天皇、並蒙愛信、（中略）此時僧道鏡得幸於天皇、出入警蹕、一擬乘輿、號曰法王、大宰主神習宜阿蘇麻呂媚事道鏡、矯八幡神教言、令道鏡卽帝位、天下太平、道鏡聞之、情喜自負、天皇召清麻呂於牀下曰、夢有人來、稱八幡神使云、爲奏事請尼法均、朕答曰、法均軟弱、難堪遠路、其代遣清麻呂、汝宜早參聽神之教、道鏡復喚清麻呂、募以大臣之位、先是、路眞人豐永、爲道鏡之師、語清麻呂云、道鏡若登天位、吾以何面目可爲其臣、吾與二三子共爲今日之伯夷耳、清麻呂深然其言、常懷致命之志、往詣神宮、神託宣云々、清麻呂祈曰、今大神所教、是國家之大事也、託宣難信、願示神異、神卽忽然現形、其長三丈許、色如滿月、清麻呂消魂失度、不能仰見、於是神託宣、我國家君臣分定、而道鏡悖逆無道、覬望神器、是以神靈震怒、不聽其祈、汝歸如吾言奏之、天之日嗣必續皇緒、汝勿懼道鏡之怨、吾必相濟、

菅原道眞奉公の誠を竭す

清麻呂歸來、奏如神教、天皇不忍誅、爲因幡員外介、尋改姓名、爲別部穢麻呂、流于大隅國、
（中略）寶龜元年、聖（光仁）帝踐祚、有勅入京、賜姓和氣朝臣、復本位名、

寬平御遺誡　右大將菅原朝臣（道眞）者、是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多受諫正、仍不次登用、以答其功、加以朕前年立東宮（醍醐天皇）之日、只與菅原朝臣一人論定此事、女御尚侍居之、其時無共相議者一人、又東宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意、朕以此意、密々語菅原朝臣、而菅原朝臣申云、如是大事、自有天時、不可忽、不可早云云、仍或上封事、或吐直言、不順朕言、又々（ナシイ）正論也、至于今年、告菅原朝臣以朕志必可果之狀、菅原朝臣更無所申、事々奉行、至于七日（月カ）可行之儀人口云云、殆至於欲延引其事、菅原朝臣非朕之忠臣、新君之功臣乎、人功不可忘、新君愼之云云、意如石不轉、總而言之、菅原朝臣非朕之忠臣、新君之功臣乎、人功不可忘、新君愼之云云、

大鏡　二　左大臣時平　醍醐のみかどの御時、この大臣（藏原時平）、左大臣の位にてとしいとわかくておはします、すがはら（道眞）のおとゞ、右大臣の位にておはします、そのおりみかどおほむことわかくおはしまして、世のまつりごとをこなふべき宣旨くださむとしいとわかくおはしまして、世のまつりごとをこなふべき宣旨くださしめ給へりしに、そのおり左大臣御歳廿八九計、右大臣御歳五十七八にやおはしけん、ともによのまつりごとをせしめ給しあひだ、右大臣さへもよにすぐれめでたくおはしまし、御心をきてもことのほかにかしこくおはしまし、左大臣は御歳もわかく、ざえもことのほかにおとり給へるにより、右大臣御おぼえことの外におはしましたるに、左大臣やすからずおぼしたる程に、さるべきにやおはしけん、右大臣の御ためによからぬ事いできて、昌泰四年正月廿五日、太宰權帥になしたてまつりてながされ給、このおとゞの子どもあまたおはせしに、おんなきんだちはむこどりし、おとこ君だちはみなほど〳〵につけて位どもおはせしを、それもみなかた〴〵にながされ給てかなしきに、おさなくおはしけるおとこ君、おんな君たち、したひなきておはしければ、ちいさきはあへなんとおぼやけもゆるさしめ給しかば、ともにゐてくだり給しぞかし、みかどの御をきて、きはめてあやにくにおはしませば、この御子どもをおなじかたにだにつかはさゞりけり、かた〴〵にいとかなしくおぼして、御まへの梅の花を御らんじて、

こちふかばにほひおこせよむめの花あるじなしとて春をわするな

又（宇多）ていしのみかどに聞えさせ給ふ、

ながれゆくわれはみくづとなりはてぬきみしがらみとなりてとゞめよ（中略）

又かのつくしにて、九月十日菊花を御らんじけるついでに、まだ京におはしましゝ時、

九月のこよひ、内裏にて菊のえむありしに、このおとゞつくらしめ給へりける詩を、みかどかしこくかんじ給ひて、御衣たまはり給へりしを、つくしにもてくだらしめ給へりければ、御らんずるに、いとゞそのおりおぼしめしいでゝつくらせ給ける、

去年今夜侍清涼　秋思詩篇獨斷腸　恩賜御衣今在此　捧持毎日拜餘香

この詩いとかしこく、人々かむじ申されき、この事ども、たゞちり〴〵なるにもあらず、かのつくしにてつくりあつめさせ給へりけるを、かきあつめ一巻とせしめ給て、後集となづけられたり、

北畠親房の忠勤

七

大日本史論贊　源親房傳贊（巻之一百六十五）

贊曰、所貴乎儒者、以其博通古今、有裨世教、而記誦詞章、素不足尚也、源親房學植德望、冠冕一時、而出處進退、不失其宜、其退也以皇子之薨、其進也以王室之多難、關城之圍、急於睢陽、而結城親朝觀望之罪、浮於賀蘭進明、親房恢復之志、百折不回、獨以招討爲己任、今讀其移書、儼然聲容、恍若相接、苟有人心者、孰不奮發而激厲乎、正統記之作、辨覈正閏、扶植綱常、雄深該博、足以攘斥僭僞、則其所學從可知也、豈非所謂通儒者耶、王臣蹇蹇、匪躬之故、輔佐幼主、屹爲南朝元老、蓋有諸葛亮之風焉、顯家、顯信、皆能死節、忠義萃于一門、盛矣哉、

楠本正成の忠勤

大日本史論贊　楠正成傳贊（巻之一百六十九）

贊曰、楠正成之用兵、決機制勝、髣髴孫吳、而忠勇壯烈、殆與唐張巡相似也、巡出雍丘、守睢陽、正成去赤阪、據千劍破、皆嬰孤壘、鏖賊喉牙、韓愈所謂、以千百就盡之卒、戰百萬日滋之師者也、以寡繫衆、出奇無窮、至如藥人誘敵、則姑不論可也、巡城陷而死、正成奉迎鑾輿、首蒙推奬、斯則爲異、而廟謨不臧、亢兇接踵、主驕臣諛、不用老成持重之計、自壞萬里長城、以成强敵之勢、中興之業、自此去矣、可勝嘆哉、湊川之戰、正成將自殺、聞正季欲託生滅敵之語、含笑入地、其視巡之臨死、誓爲厲鬼以殺賊、又何相似也、此其忠義之心、窮天地、亘萬古而不可滅、身雖死而其不死者、固自若也、正行受遺託、能建義旗、始終一節、以死報國、可謂忠孝兩全矣、至於宗黨疏屬、皆能力戰死節、闔門爲忠義之鬼、豈非正成教導訓練之效歟、

新田義貞の忠勤

大日本史論贊　新田義貞傳贊（巻之一百七十一）

贊曰、忠義之維持世教大矣、新田義貞、以源家之貴、役于北條氏、一旦幡然改圖、欲安王室、義旗所麾、葉落氷離、何其易也、及與足利尊氏構難、攻城野戰、互有勝負、而竟不免敗衂、何其難也、蓋由政刑日紊、人心思亂、尊氏乘之、逞其詐力也、鴈使後醍醐帝、能用楠正成夾攻之策、則義貞得展其材略、而尊氏之勢日蹙矣、禁門不守、乘輿再幸叡岳、尊氏納款請還駕、帝亦心知

墮其姦計、而勢不能回興替之機、方決于此、而面諭義貞、奬其忠義、託以皇太子、賴有此擧耳、義貞匡復之心、不少解弛、誓天地以爲心、質鬼神而無疑、不幸勢去時不利、智勇俱困、繼之以死、其子姪皆能枕戈嘗膽、屢興勤王之師、而卒歸於摧殘流亡、豈非天哉、至其高風完節、雖屈於當時、能伸於後世、天果不佑忠賢乎、觀其與足利氏爭雄、兩家曲直、赫赫在人耳目、雖愚夫愚婦、亦能知新田氏之爲忠貞、寧爲此而不爲彼、亦足使人辨邪正決取舍而知嚮義矣、其所關係、豈鮮少哉、

先哲小傳　上篇　三條西實隆　事蹟　實隆ニツイテ、最モ顯彰スベキハ、其皇室ニ對スル誠忠ニアリ、應仁亂後、諸豪各割據シ、互ニ郡國ヲ爭ヒ、戰止ムトキナク民安ゼズ、天下疲弊シ、朝廷ノ荒廢、幕府ノ衰微甚シク、公卿ハ領地租稅入ラズシテ窮乏ヲ極メ、諸國ニ離散シテ、各ソノ緣ニ賴リ、節會大禮悉ク廢シ、朝儀ノ闕クルコト久シ、明應九年、後土御門天皇崩ジ、後柏原天皇嗣イデ立チ給フヤ、用度匱乏、卽位ノ典ヲ擧グルコト能ハズ、文龜元年、幕府ニ勅シテ、卽位ノ資ヲ促ス、幕府之ヲ諸國ニ課ス、應ズルモノナシ、實隆屢〻豪族ニ說イテ、卽位ノ段錢ヲ上ラシメ、マタ幕府ニ諭シテ、卽位ノ用度ヲ獻ゼシム、永正十七年ニイタリ、幕府金一萬匹ヲ獻ズ、カクテ大永元年三月、纔ニ卽位ノ式ヲ擧グルヲ得タリ、位ニ卽カレテヨリ此ニ至ル、實ニ二十二年ヲ經タリ、大永六年、後柏原天皇崩ジ、後奈良天皇立チ給フ、此時ニ當リテ、皇室ノ衰微ハ其極ニ達セリ、朝廷ノ料所多クハ武人ノ占ムル所トナリ、經濟ヲ支フルニ由ナシ、專使ヲ發シテ豪族ニ錢穀ヲ徵シ、數石數十貫ヲ得テ纔ニ供御ニ充テタリ、內裏垣墻壞レ、宮殿ハ雨漏ルト雖ドモ修復ノ資ナシ、三條橋上內裡ノ燈火ヲ見、紫宸殿ノ階ニ近ク市人茶ヲ售ルアリ、ソノ荒廢ノ狀以テ見ルベキナリ、天皇ハ宸筆ヲ賜ウテ、以テソノ謝物ヲ納メ、ソノ用度ニ充テラル、コノ間ニ在リテ、實隆ヨク天皇ヲ補佐シ奉リ、舊典ノ復興、皇運ノ維持ヲツトメタリ、大永七年、後柏原天皇ノ一周忌ノ法要ニ際シ、群議ヲ排シテ、舊制ニヨリ勅願ヲ以テ修センコトヲ主張シタルガ如キ、ソノ意ノアル所ヲ知ルニ足ル、實隆又、後奈良天皇ノ師トシテ、和歌物語等ヲ講ジ、常ニ賓師ヲ以テ遇セラル、カクテ實隆ハ、後土御門、後柏原、後奈良ノ三帝ニ歷仕シ、ヨク獻替ノ誠ヲ竭シ、身ヲ國家ノ重ニ任ズルコト五十年ニ亘レリ、ソノ忠勤洵ニ稱スベキナリ、〔辻善之助　明治三十一年著〕

先哲小傳　下篇　山科言繼　事蹟　正親町天皇ノ御代ハ、前代御衰微ノ後ヲ受ケテ、皇室ノ財用甚ダ豐カナラズ、御料ノ窮乏ヲ告ゲサセ給フコト屢〻ナリキ、此時ニ當リ、言繼皇

室經濟ノ維持ニ苦心シ、遠ク老軀ヲ提ゲテ、地方ノ豪族ト交渉シ、專ラ奉公ノ誠ヲ致セリ、

永祿元年、主上ノ先帝ノ喪ヲ終リ給フニ當リ、御服其他諸道具等、新調ノ必要アリ、然ルニ、幕府其費ヲ進獻スルコト能ハズ、言繼、乃チ伊勢ニ至リ、北畠具教ヲ說キ、其御料ヲ獻ズベキノ旨ヲ傳ヘタリ、永祿十二年、言繼權大納言ニ任ゼラル、實ニ其家ノ初例ニ屬セリ、蓋シ朝廷ノ其功勞ヲ認メラレタルニヨルナラン、此歲、後奈良天皇ノ十三回忌ニ當リ、法會ヲ修メントシ給ヒシガ、其費給セズ、言繼奏請シ、自ラ往イテ三河ノ德川家康ヲ諭シ、其用途ヲ獻ゼシメントス、七月八日出デテ使ス、途ニ織田信長ヲ岐阜ニ訪ヒシニ、信長、言繼下向ノ次第ヲ聞キ、驚イテ曰ク、卿ノ老年ヲ以テシテ、コノ極暑ニ際シ、遠ク三河、駿河ノ境ニ臨ムコト然ルベカラズ、宜シク先ヅコヽニ留リ、使ヲ發シテ家康ニ告ゲシメヨ、家康若シ命ニ應ズルコト能ハズバ、某請フ、一二萬匹ヲ獻ゼント、言繼コノ言ヲ容レ、己レノ從者ヲシテ、信長ノ使ト共ニ家康ノ許ニ往カシム、家康直ニ命ヲ奉ジテ二萬匹ヲ獻ジ、水野信元モ亦二千匹ヲ上リ誓願寺ノ長老泰翁モマタ三百匹ヲ進ム、言繼歸京復命セシニ、天皇大ニ嘉尙シ給ヒ、內勅ヲ下シテ、右ノ三人ヲ褒賞セラレ、併セテ信長ニ謝セシメラル、カクテ、纔ニ御法會ヲ營ムヲ得タリ、元龜元年、諸國御料ノ租稅至ラズ、皇室ノ諸事支辨ニ御困難ナルヲ以テ、言繼勅使トナリ、幕府ト交涉シテ錢萬匹ヲ獻ゼシメタリ、永祿末年ヨリ元龜二年ニ亙リ、信長ノ皇居ヲ造營スルヤ、言繼モ亦其事ニ與リ、屢〻工事ヲ視察シ、之ヲ監督セリ、元龜元年、美濃舟木御料ノ租稅至ラズ、是ニ於テ、朝廷言繼ニ命ジ、勅ヲ信長ニ傳ヘシム、時ニ言繼年六十五歲、風雪ヲ冒シテ遠ク岐阜ニ至リ、命ヲ信長ニ傳ヘテ舟木ノコトヲ處分セシム、言繼、途上雪中ニ和歌ヲ詠ジテ曰ク、

すへらきの御ことのりには武士もしたかはしめよ天地の神ト、其忠誠ノ情以テ見ルベキナリ、コノ他言繼ガ朝廷ノ爲メニ武家ト交涉シ、皇室ノ繁榮ヲ圖リシコト、ソノ日記ニ散見セルモノ少カラズ、

曩キニ、三條西實隆ハ、後土御門、後柏原、後奈良ノ三帝ニ歷事シ、皇室式微ノ時ニ當リテ、ヨク獻替ノ誠ヲ捧ゲテ、舊典ノ復興、皇室ノ尊嚴維持ヲ圖リシガ、言繼之ニツイデ正親町天皇ノ時ニ當リ、ヨク匪躬ノ節ヲ致シ、心ヲ皇室ノ隆盛ト、御料ノ支持ニ竭セリ、其忠誠ハ洵ニ三條西實隆ト併セ稱スベキナリ、〔三上參次、辻善之助、明治四十一年共著〕

八　多聞院日記　天文十二年癸卯二月十四日

織田信秀禁裏築地修理料を獻ず

禁裏修理料を獻ず

一或人云、内裏ノ四面ノ築地ノ蓋ヲ、尾張ノヲタノ彈正（信秀）ト云物、修理シテ進上可申之由申、むや料足四千貫計上了云々、於事實者不思儀ノ大營歟、

東國紀行　天文十三年の秋長月廿日あまり、都を別れたり、（中略）四日（十一月）（中略）是より參河渡海と定め侍りしを、其年（天文十二年）、織田彈正（信秀）禁裏御修理の儀依被仰下、平手中務（政秀）丞まかりのぼり、御料物進納、其後叡感の趣をおほせくたされたくは覺しめしなから、所々出陳なと聞しめしをよはれ、旁とかくをこたられしを、態勅使をなと下さるへき事は、國の造作なれは、我等下國に、女房奉書なとことつてらるへきよし、廣橋殿より仰聞せられたり、便路とは申なから憚おほくて、しんさくの趣再三申あけたれとも、しゐて仰なれは御請を申たり、この次參河へまかり可仰下とて、是は典侍殿の御局より、三條右府（公綱）へ仰のむね傳へ上られて、御局さま御盃御服なと頂戴の事なり、面目身にあまれる事なり、友軌平手方までつかはして内議申たれは、今度於濃州不慮の合戰勝利をうしなひて、彈正忠一人やう〳〵無事に歸宅、無興散々の折ふしなから、早々まかり下るへきのよし返事あり、宗丹伊勢までむかひにきたれは、桑名より川舟にて津島に着たり、翌日やかて那古野に下着、平手出むかひて、けふの寒ささこそなと、まつなにやらむ手をあたゝめよ、口をあたゝめよ、湯風呂、石風呂よなと、念比に人をもてなす事、生得の數寄の様なれは、さまて禮にも及はす、まことにおほかたなる所へ落つきたらは、發病もすへきあらしにてそ有ける、岸宗玖、賢桃、知春なとたつね來られ、夕食のしたて手つからの爲體、息三郎次郎、菊千代、盃とり〳〵、けふのてい身をも忘れたり、翌日霜臺に見參、朝食已前女房奉書、古今集なと拜領、今度不慮の存命も、このためにとてそ有ける、家の面目不可過之なと、敗軍無興の氣色も見えす、濃州之儀、一度達本意事も侍らは、重ねて御修理の儀とも仰下され候やうに、ないく〳〵可申上云々、武勇の心きはみえたる申されやう、御言傳めいわくも忘れて、老後滿足也、御書の御返事もよほして罷立へきのよし申たり、

織田信長禁裏用度を獻ず

禁裏を修理し奉る

言繼卿記　永祿十一年十月八日甲申

一、織田彈正（信長）忠、禁裏御不辨之由承及、内々萬疋今朝進上云々、

永祿十二年四月十六日庚寅、天晴、

一、日乘上人於烏丸亭、禁裏御修理之儀、番匠共召寄、悉之總直取之、一萬貫計云々、

永祿十三年（元龜元年）二月二日、庚子、天晴、天一天上、

一、今日禁中御作事始云々、

十二日庚戌、天晴、

一、織田彈正忠信長内御作事奉行村井民部(貞勝)少輔、禁中木屋ニ祗候之間、禮ニ罷向、樽代貳
　十疋遣之、他行云々、次朝山日乘上人木屋へ罷向、同他行云々、

三月八日丙子、天晴、

一、禁中御作事見舞、今日紫宸殿之北之屋上事外出來、

十五日癸未、天晴、

一、禁中御作事見舞、紫宸殿屋上瓦出來、西之板庇半作也、

四月十四日辛亥、天晴、

一、(中略)禁中御作事彌出來、從紫宸殿記錄所へ廊大概出來了、

十五日壬子、天晴、

一、晚景禁中御作事見舞、廊之上、瓦葺大略了、内侍所之柱之檜事、白壁等大概出來、驚目者也、織田彈正忠奇特之沙汰、都鄙貴賤男女言語道斷、不可說々々々、

原本信長記　一　永祿十二年己巳

抑禁中御廢壞無正體之間、是又可被成御修理之旨、御奉行日乘上人、村井民部(貞勝)承爲御奉行被仰付、

元龜二年辛未

抑禁中既御廢壞就無正體、御修理之儀、御冥加之御爲ヲ被思食、先年日乘上人、村井民部丞爲御奉行被仰付、三ケ年ニ出來、紫宸殿、清凉殿、内侍所、昭陽舍、此外御局々々、無殘所令造畢、其上御調物於末代無懈怠樣ヨ、信長被廻御案、洛中町人ニ屬詫ヲ被預置、其利足每月進上候之樣ニ被仰付候、幷怠轉之公家方御相續、是又重疊御建立、天下萬民一同之滿足不可過之云々、於本朝御名譽御威光不可勝計、亦御分國中諸關諸役御免許、天下安泰、往還旅人御憐愍御慈悲甚深ニメ御冥加モ御果報モ超世ニ、彌增御長久之基也、併學道立身、被欲擧御名後代故也、

原本信長記　二　天正六年戊寅

正月、(中略)去程ヨ、御節會廢而久無之、當時都之者、此式曾不存、信長之御代に成ヌ上を敬奉り、月卿雲客、公卿、殿上人、役者達へ御知行被參、諸卿達内裏ヨ集ヌ、二枝之根引之松を以ヌ、正月朔日辰時ニ神歌を謠イ、色々儀式有ヌ、天下祭事有、洛中邊土之貴賤男女か

節會祭祀等を復興し奉る

禁裏御料所山國莊を復舊し奉る

ゝる目出度御代ニ生合、久絶たりし祭事執行し給ひ、難有次第、天下長久之基也、正月十日、御鷹之鶴禁中へ被備上覽之處、則皇家ニ被懸置、御叡覽有ゐ御悦不斜、近衞殿へも御鷹之鶴被進候、御使針阿彌、翌日爲御禮安土に至て、御成町屋に近衞殿御座之體被及聞食、宮内卿法印所御宿ゟ被仰付、御服上下色々被成御取揃被參候、御禮御申有ゐ、次日拂曉御歸洛、

御湯殿上日記　永祿十二年四月十七日、（中略）山くゎのふなゐゆはんまいり候て、御ふきむゟもとのとくまいり、めてたし、

立入宗繼文書　山國庄直務連署狀

明智光秀外三名連署披露狀

禁裏御料所山國庄之事、數年宇津右近大夫（頼重）押領仕候を、今度信長遂糺明、宇津ニ可停止違亂之由申付、兩御代官へ信長以朱印申渉候、如前々爲御直務可被仰付之由、御收納不可有相違候、宇津かたへも堅申遣候、此等之旨可有御披露候、恐々謹言、

（永祿十二年）四月十六日

木下藤吉郎
秀吉（花押）

丹羽五郎左衞門
長秀（花押）

中川八郎右衞門
重政（花押）

明智十兵衞尉
光秀（花押）

立入左京亮殿

明智光秀外三名連署狀

此中申舊候、

禁裏御料所山國庄、枝鄕・小野・細川、如先規、自

禁中可被仰付之旨、信長以朱印被申渉候、聊不可有御違亂候、此旨各より可申旨候、恐々謹言、

四月十八日

丹羽五郎左衞門
長秀（花押）

豐臣秀吉正稅を以て禁中を賑はし奉る

院御所を造營し奉る

宇津右近大夫殿

御宿所

秀吉事記

天正十一年五月廿二日、叙從四位下任參議古傳云勞大者其祿厚、功多者其爵尊、誠哉斯言、外以武事治天下、內以正稅賑禁中、有闕則補之、誠未曾有之事也、以是天正十二年十一月廿二日、任從三位權大納言、尤爲重職、忝親王御歲近不惑、不可有無御卽位、然而院御所、中古以來斷絕、於是乎亞相立院御所、御卽位可被取行由、奉奏先院御所、欲造營之、半夢齋玄以任民部卿法印奉行之、撰良辰始作事、然平朝臣秀吉卿、其職亞相、而棟梁于諸官、鹽梅于帝道而已、依之又任內大臣、

木下藤吉郎

秀　吉（花押）

中川八郎右衞門

重　政（花押）

明智十兵衞尉

光　秀（花押）

禁裏を修造し御領を獻ず

聚樂物語　上

當君御卽位の事

先帝正親町院の御宇には、諸國の兵亂いまだしづまらず、王城しゆごの武士共も、一とせがうちも在京せず、かなたこなたへうつりかはりければ、國々のみつぎ物もとどこほり、天下のまつりごともかれ〴〵にて、庭前の花も色香をとろへ、雲井の秋の月影もかすかになれる心地して、いとあさましき世の中にて、親王せんげの儀式もなく、御卽位をなし給ふべきたよりもましまさねば、太子いたづらに三十年四十年の春秋をおくり給ふ事を口惜くやおぼしめしけん、いつしからう氣をいたはり給ふ、太閤秀吉卿御痛はしくおぼしめし、いかにもして御なふ平愈なし奉り、御位にたゝせ給ふやうと、さま〴〵御心をつくし、典藥大醫に仰付られ、いれうをつくしけれ共、御戒行やつたなくおはしけん、天正十四年七月下旬に終にかくれさせ給ふ、太閤本意なくおぼしめし、せめての御事に、此君の王子（後陽成天皇）をいそぎ御位に付給ふべきとて、同十一月廿五日に御卽位をすゝめ奉り、諸國のかぢばんしやうをめし上せられ、禁中を四方へひろげ、數百のむねかずをたてならべ、金銀しつぽうをちりばめ、御殿へうつし奉り、御所領を付、樣々の珍寶をさゝげ奉り、諸卿のたえて久數家々をあらためたて給ひ、萬すたれたる道を

たゞし給ふ事こそありがたけれ、此君常に學窓に御眼をさらし給ひて、時折々のまつりごとをこたり給はず、ゑんぎのせいだいを御心にこめておこなはせ給ふ、太閤は此よし聞し召、御まなびに御心をつくさせ給ふ事をいたはりおぼしめし、いかさまにもゑいりよをなぐさめ給はんために、春は花見の御ゆふをなし、藝能すぐれたる者をめしあつめ、亂舞延年を始、共にけふじさせ給ふ、きう夏のてんにはかうろうをくみあけ、空吹風をまねき、庭前に泉をたゝへ、船を浮べ、納涼もつはらなり、秋は千草の花の種をそろへ、夕部の露の更行ば、餘多の虫の音をゑらび、月の前には樽をいだき、詩歌管絃をなしげん多の朝は御たきびの御殿を作り、諸木の藥味あるをあつめ、林間に酒を温めて紅葉をたき給ふ、誠に有難かりし事共なり、五十代以前はしらず、それより此かたは、君臣の禮儀かゝる目出度御代はよもあらじ、君きみたれば臣又しんとくありて、いよ〳〵天下泰平なり、

前河内守正虎朝臣

聚樂第行幸記

夫ひさかたの天ひらけ、あらかねの地はしまりてより以來、神代の歳月をよそ籍といへとも、其曆數たしかならす、人皇の濫觴神武天皇丙辰より（後陽成天皇）天正十六年戊子の今にいたりて、聖主百九代、星霜二千二百三十七年、朝廷の政ハ正木のかつら絶す、良臣のつとめハ松の葉の散うせす、中に就て、延喜天曆の至尊、百世に冠たるか故に、今にをよひて民そのみちをゑたふといへとも、この跡をつける人なし、然に關白太政大臣秀吉公、そのとし微若の古より、勇猛人にこえ、智計世にすくれおハしまして、東夷をたいらけ、西戎を伐てより、文武兼備へ、上をあふき下をあハれふ、是によりて一天の風おさまり、四海の波おたやかふり、去天正十年多のはしめ、天氣を得、次第昇進して、忝も重職極官にいたる、時に今上皇帝十六歳にして御位に卽せ給ふ、百官巾子をかたふけ、萬民掌を合せすといふものなし、寔君臣合體時を得たり、異朝においてハ、成王の爲に周公旦攝政し、本朝にてハ、清和（五十六代）の爲に忠仁（良房）公執柄し給ふ、符を合するかことし、延喜天曆の政にも又おほく讓らす、爰において、行幸有へしとて、聚樂と號して里第をかまへ、四方三千歩の石のついかき山のことし、櫻門のかためハ鐵のはしら、鐵の扉、瑤閣星を摘てたかく、瓊殿天に連てそひえたり、甍のかさり瓦の縫めには、玉虎風にうそふき、金龍雲に吟す、儲の御所ハ檜皮葺也、御はしのまに御輿よせあり、庭上に舞臺、左右の樂屋をたてらる、後宮の局々に至迄、百工心をくたき、丹青手をつくす、その美麗あけていふへからす、

京中銀子地子を禁裏に獻じ米地子を院御所に獻ず

（中略）さて良辰をえらひ、三月中旬と聞しか、當年ハ五月閏あるによてや、三春嚴多のことくにして、餘寒ことに甚し、されハ四月十四日までさしのへらる、（中略）此たひの行幸、後のためしにもとおほしめし、朝廷いよ〳〵さかゆくへき御ねかひなり、それについて、禁中正稅の爲に、洛中の地子悉末代進獻之し給ふ、其御狀詞、

就今度聚樂行幸、京中銀子地子五千五百三十兩餘、爲禁裡御料所率進上之、幷米地子八百石、內三百石院御所に進上之、五百石爲關白領、六宮に進之、洛中地子米銀子不殘奉進獻之了、次諸公家諸門跡、於近江國高嶋郡八千石、以別紙之朱印令配分之、自然於無奉公輩者、爲叡慮被相計之、可被仰付忠勤之族之狀如件、

天正十六年四月十五日　　秀吉

菊亭（晴季）殿
勸修寺（晴豐）殿
中山（親綱）殿

殿下つら〳〵行末の事なと工夫ましますに、たゝいま雲上になしをかるゝ人々は、みな殿下の恩惠あさからす、かけまくもかたしけなき殿上の交をゆるされ、この行幸にあひ奉るものかおと感悅する輩也、子々孫々に至ては、若この薰德をわすれ、無道の事もやあらんとおほしめして、あらたに昇殿有し人々、尾州の內府（織田信雄）、駿州の大納言（德川家康）をはしめ、みな禁中へ對し奉り、誓帋をしてあけらるゝにおいては、悅おほしめさるへき由也、そのかみ皆人の遺言をおす事、その末期にのそみて、領知財寶をゆつる事のみ也、我世さかんなるおりにりやうちさいほうをそなへまいらするこそ、誠の心さしにてはあらめと宣ふをきゝて、滿座感淚をもよほし侍りぬ、をの〳〵尤とて則せいしをかゝせ給ふ、その詞に云、

諸侯をして禁中に誓紙を上らしむ

敬白　起請

一、就今度聚樂第行幸被仰出之趣、誠以難有催感淚事、

一、禁裏御料所地子以下幷公家門跡衆所々知行等、若無道之族於有之者、爲各堅加意見、當分之儀不及申子々孫々無異儀之樣可申置事、

一、關白殿被仰聽之趣、於何篇聊不可申違背事、

右條々、若雖爲一事、於令違背者、梵天、帝尺、四大天王、惣日本國中六十餘州大小神祇、殊王城鎭守別氏神、春日大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者

也、仍起請如件、

天正十六年四月十五日

右近衛權少將豐臣利宗
參議左近衛中將豐臣秀家
權中納言豐臣秀次
權大納言豐臣秀長
大納言源家（康）—
內大臣平信雄

金吾殿（小早川秀秋）

大內義隆即位料を獻ず

日華門修理料を獻ず

九　後奈良院宸記

天文四年正月三日乙丑、雪散、（中略）又舊冬大內左京大夫義隆、即位惣用廿萬疋進上之由、兩傳奏、右大辨宰相、頭辨申其返事、日次在富被仰、來五日吉日之由申間、兩人可參之由被仰、

五日丁卯、晴、右大辨宰相、頭辨祗候、去年大內左京大夫即位惣用進上之御返事被仰、又頭中將召あ、即位御點人數被仰出、珍重々々、

九月三日辛酉、天晴、（中略）大內左京大夫義隆內々申、日花門御修理、以音密万疋進上、

正親町天皇の即位に際し毛利元就同隆元忠勤を勵む

毛利文書

今度即位大禮、無事被遂其節訖、近代送年序之處、早速被申調候、天下之美譽、國家之芳聲、何事如之、時運既到、忠勤嚴重、叡感不淺者、

天氣如此、仍執達如件、

（永祿三年）二月十二日

右少辨晴豐（勸修寺）

毛利陸奧守殿（元就）

（端裏書）「仰　永祿三、二、十二、」

こんを御しよく位の事、しは〳〵ととけおこかむれ候、しあしかあら、そりちそう申候つるゆへ、しやうしゆ候ぬる、ちうをつゝたりもかき事にて、よろこひおゝしめし候、もと就にさいして、をんしをかされ候、おかしくむつのゝミをん下れ事、おほをいさけき候、猶御をさくしより、よく〳〵御心え候て、おほを下され候へく候よし、心え候て申とて候、ゝしく、

（切封ウハ書）「くをんしゆ寺一位（尹豐）とのへ」

今度即位大禮、無事被遂其節訖、近代送年序之處、早速被申調候、天下之美譽、國家之芳聲、

何事如之、時運既到、忠勤嚴重、叡感不淺者、
天氣如此、仍執達如件、

（永祿三年）二月十二日　　右少辨晴豐

毛利大膳大夫殿（隆元）

毛利元就同隆元太刀並びに馬代を獻ず

（端裏書）「仰　永祿三、二、十二、」

おんを御しよくゐの事、をる〳〵とおこかむれ候、しあしかあら、そりちそう申候ツるゆへ、むや〳〵どしやうしゆ候ぬる、ちうあうりもなき事にて、よろこひおゝしめされ候、ゐりもとにさいして、ぞんしをかされ候、おかしく大せんの大夫此事、おほをいさされ候、猶御ぞさくしより、よく〳〵御心え候て、おほを下され候へく候よし、心え候て申とて候、あしく、

（切封ウハ書）「くぞんしゆ寺一位（尹豐）とのへ」

御湯殿上日記　永祿五年六月七日、ゆふたち、かみなる、あられふる、あきはそりおやこ（毛利元就、隆元）御しよくゐの御をいとて、御むま、御ゐちまいる、御ゐちハしろさちともなり、御むまの代千疋つゝ二千疋まいる、さんしやうのそうまへにはほりさる新ちやうらうなり、新ちやうらうもこゐの十てうに御あふき、しろのね二まいもちてまいる、御ゐいめんなり、申はきくぞんしゆ寺一位、をけ殿、新大すけ殿、なりハしへも、もりりさよりいとまいりて御をい申、

上杉房能即位料を獻ず

戒光寺文書

納申　料足之事

合五拾貫文者

右爲御即位御要脚、越州上杉（房能）殿御進上所納申如件、

大橋帶刀左衞門尉

文龜元年十二月十三日　　宗長（花押）

長尾景虎禁裏修理料を獻ず

御湯殿上日記　永祿三年六月十八日、日ろむし大納言かあむしまてまいりて、ゐちこのかあ（景虎）ぢ、せんく（後奈良天皇）ぞうの御時、御しゆぞの事おほをいさされ候をへとて、御しゆぞの儀に御をう所あまさ國に候とて、みやうかのさめに御をう所しん上申入候ハんをるほとに、むやく人ぢくさされ候へとて、日ろむしよぞ人くさぞ候事にて候、

上杉文書

爲禁裏御修理料、一所可有御進上之由、從奉行衆對知恩寺(妙心寺)并拙者被申上候、則令奏聞候處、叡慮一段被悦思食候、爲祝儀、金襴一端、赤地、引合十帖、可有御拜領之由候、弥重存候、亘細見女房奉書候、猶速水右近大夫申含候、恐々謹言、

（永祿三年）七月二日　　國光(廣橋)

長尾彈正(景虎)少弼殿

今川氏輝北條氏綱等の獻金

言繼卿記　天文三年四月廿八日甲子、天晴

一、禁裏へ從大內方(義隆)四千疋、駿河(今川氏輝)より三千疋、伊豆(北條氏綱)より萬疋到來云々、舊冬御約束之事申候處、百疋被下候、祝着々々、盛秋ニ五十疋被下云々、

今川義元禁裏修理料を獻ず

楓軒文書纂　六十二　天文十二　諸家九　八廿日

就　禁裏樣御修理之儀、日野町殿御下向、御內書頂戴忝畏入奉存候、則鳥目五万疋調進仕候、可然之樣御取成所仰候、恐々謹言、

七月廿三日　　治部大輔義元

謹上　大舘左衞門佐殿

朝倉孝景の獻金

後奈良院宸記　天文四年十一月一日戊午、天霽霜深、自越前朝倉(孝景)万疋進上、右大弁(廣橋綱光)宰相披露也、

廿七日甲申、天晴、夜大雨、越前朝倉段子被下、長存之由申、

麻生兵部大輔禁裏修理料を獻ず

大舘常興日記　天文九年九月廿八日、天吉、

一、爲禁裏樣御修理料百貫文、朝倉入道進上之云々、

廿九日、天吉、(中略)

一、禁裏樣御修理料万疋、朝倉進上、今日傳奏廣橋中納言(綱光)殿へ渡申之、仍廣橋殿より佐ゟへ書狀まて、則被奏聞候、神妙被思食候由、被仰出候旨在之、

天文十年八月六日、小曇、(中略)

一、麻生(筑前)兵部(興益カ)大輔方より書狀、三月七日付也、今日到來、彼御修理料事、令運送候、可預取合候由被申之也、取次富森左京亮也、

十七日、天吉、小曇、(中略)

一、麻生兵部大輔より、內侍所御修理料三萬疋金十兩進上之、一段御ゟんあるへきよし、自禁裏御申聞、御供衆ゟ被加召之由事、

高梨文書

高梨政頼禁裏修理に忠勤を勵む

勸修寺入道大納言、爲御使被差下候、禁中御修理事、存別忠申付候者、可爲神妙之由、天氣所候也、仍執達如件、

（天文十三年）四月廿日　　右中辨晴秀（勸修寺）

信濃國高梨殿

高梨文書

「くわんぢゆうし入道大納言（尹豐）どのへ」

せん旨の事ハ、はるひてにおほせいたされ候斗にて候、このよし心えて申とて候、ろしく、

ぢなのゝ國、たかなし政より御ぢゆりれう五千疋、御むまぢん上いたし候へきよし、まつ〳〵神めうにおほしめし候、それにつきて、くわん位の事のそみ申候よし申され候、くによりの申ぢやう御らんせられ候、をんこくよりふけのともから、かやうの事申入候ハ、かとある事にて候へとも、やうたいゐ中よりとり申候まゝ、四ほんの事ちよつきよ候、

矢島文書

諏訪社神主禁裏修理料を獻ず

奉謹上

禁中御修理料之御事

諏方大明神神主

三拾貫文　　權祝重綱

拾五貫文　　擬祝貞良

拾五貫文　　副祝昌繁

拾五貫文　　禰宜房實

拾五貫文　　神宮寺宥寛

拾貫文　　千野頼房

都合百貫文

以上

（天文二十二年）正月吉日

（端書）「此八月御勅使般舟院殿御參向、御神前へ宸筆之御神名ニ、紺紙金泥之心經御奉納、御歸途權祝家へ御立寄被遊、重綱始一同へ、叡感不淺旨仰被達、女房之奉書御讀聞せ之上下賜、何も恐入難有冥加至極也、其後御旅舘神長方へ一同參、御禮言上之上、甲金を獻上、御執奏之事願入、」

京都御所東山御文庫記錄　甲七十一

（端裏書）「鍛冶吉次三問狀　永祿元十二廿」

鍛冶彦兵衞吉次重謹而言上、（中略）

一、織田彈正忠（信長）御修理申沙汰之時西北御門御金物調進事無之云々、不知案內之申狀也、唐門北御門釘鋲以下、致其沙汰畢、又御大工中務爲町人之間、以密儀令致調進云々、是又虛言也、肝要者、其時之御大工中務可被成御尋者也加之作州住人淺山御修理申沙汰之時、釘等調進歷然也、加田新左衞門ハ被申付之釘注文等、于今所持之條無紛者也、

東國紀行　（天文十三年十一月）十三日、（中略）松平三郎（廣忠）かたへ、去年三條西殿御下向、當國（三河）御料所の事なと仰られて、いさゝか進納の事ありけむ其御禮として女房奉書相達し侍り、

言繼卿記　永祿十二年六月八日庚戌、天晴、

一、從禁裏召之間、早旦長橋局迄參、中山前大納言（孝親）予、勸修寺中納言（晴右）、頭辨等（甘露寺經元）也、來九月先皇（後奈良天皇）御十三回御法事之儀難事行、各可致馳走之由有之、予、勸令思案可申入之由申入了、殘兩人何ニ無分別之由也、

一、長橋局へ罷向、就御法事之儀、三川へ可罷下歟之由存之由、內々申入了、重御返事之由有之、（中略）

七月十二日甲申天晴、午時小雨灑、今日ヨリ十方暮、

一、（中略）又三川德川ハ駿河堺ニ有之間、別之用無之者、罷下事無用之由被申、信長以飛脚可申調候間、爰ニ可逗留之由也、內々以夕庵被申者、三川之時不調（實脫カ）者、信長一二萬疋ハ可進上之由被申候云々、聽令歸宅了、（中略）

八月六日丁未、雨降、時正、

一、早旦夕庵へ罷向、自德川之代萬疋之分、於岡崎請取度之由申試、信長ニ申聞可返事之由返答也、（中略）

十一日壬子、從寅刻至巳刻小雨、時正終、八專入丑刻雨降、（中略）

一、澤路隼人自三川歸、誓願寺長老（祭翁）書狀有之、禁へ三百疋、長橋へ百疋、予ニ百疋等被進之、

予ニ又ガンヒ二帖被送之、自水野下野守（信元）返事有之、禁へ貳千疋被進上、予ニ太刀壹腰、太布十端送之、竹田法印返事、牛黃圓、二貝、蕪荑仁丸五百粒送之了、（中略）

十三日甲寅、陰、

一、夕庵へ澤路遣之處、貳萬疋之切封丹波五郎（長秀）左衞門ニ申付之間、自彼方可渡云々、暇乞

後奈良天皇十三回聖忌に際し水野信元德川家康獻金す

松平廣忠の獻金

淺山某禁裏修理に釘等を調進す

ニ可罷向之由、御可申聞云々、（中略）

一、自三川五十河罷歸、石川伯耆守（數正）永樂錢五十貫請取來了、則夕庵へ申遣、登城云々、同佐々一兵衞所へも申遣了、

一、亥刻夕庵來、自三川五十貫到來、可然儀也、然者丹五左貳萬疋之渡狀、明朝可返遣之、百五十貫之分可申調之由申候了、（中略）

十一月七日丙子、天晴、

一、自長橋局、女房奉書共被出了、如此、

こんと御ほう事につきて、水のゝ下つけのかみ二千疋しん上候、神へうにおほしめし候よし、よくよく御心え候てつたへられ候よし、心え候て申とて候、ろしく、

仰　永祿十二、十一、五、

山しなの大納言とのへ（中略）

九月の御ほうしにつきて、とく川さ京（家康）の大夫二萬疋しん上候、神へうにおほしめし候、御せんほうかうする〳〵とおこなはれ候、よろこひ覺しめし候、のふなかにもおほせいたされ候まゝ、さためて申わたし候へく候、又このとんす御（五）ほんつかはされ候よし、いろやすに申つたへられ候へく候よし、心え候て申とて候、ろしく、

又過し四はうはいの御そうよう、やかてまいり候やうに申とゝのへられ候へく候、

仰　永祿十二、十一、五、

山しなの大納言とのへ（下略）

昭和十三年七月一日印刷
昭和十三年七月五日發行

帝國學士院藏版

編纂兼發行者　帝國學士院

印刷所　株式會社ヘラルド社
東京市麹町區内幸町二丁目二番地

印刷者　秋本宗市
東京市麹町區内幸町二丁目二番地